

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年9月15日提出
【計算期間】	第45特定期間(自 2025年12月16日至 2026年6月15日)
【ファンド名】	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型
【発行者名】	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目3番1号
【電話番号】	050-5785-6187
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- ①
- ファンドの目的
主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。
- ②
- ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ◇追加型投信
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ◇内外
目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ◇資産複合
目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ		
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回 年 2 回 年 4 回	グローバル (含む日本) 日本	ファミリーファンド	あり ()		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月) 年 12 回 (毎月)	北米 欧州 アジア オセアニア				
	日々					
不動産投信	その他 ()	中南米			ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ()		アフリカ 中近東 (中東)				
資産複合 (不動産投信、その他資産(投資信託 証券(株式、債券)))		エマージング				
資産配分固定型 資産配分変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ◇資産複合 資産配分固定型（不動産投信、その他資産（投資信託証券（株式、債券）））
当ファンドは、不動産投信へ投資を行なうとともに、投資信託証券を通じて株式および債券に投資を行います。
- 「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
- ◇年12回（毎月）
目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
- ◇グローバル（含む日本）
目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ◇ファンド・オブ・ファンズ
「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- ◇為替ヘッジなし
目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。
- ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特色 その1 3つの異なる資産(不動産・債券・株式)に分散投資します。

- ・「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・各資産への投資は、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて行ないます(ファンドオブ・ファンズ)。

特色 その2 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
 - ・毎決算時に、インカム収益などを原資として、安定した収益分配を行なうことをめざします。
 - ・基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。
- ※なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

特色 その3 原則として、投資する各資産毎の組入比率が以下の範囲内となるよう、各投資信託証券に投資します。

資 産	標準組入比率	組入比率変動範囲
不動産等	40%	40%±10%
債 券	50%	50%±10%
株 式	10%	10%± 5%

- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・基準価額変動の低減を図ること、そして高い利回りを提供することを同時に実現することをめざして資産配分を行ないます。
- ・有価証券届出書提出日現在、ベンチマークはありません。
- ・追加設定・解約動向や市況動向などによっては、組入比率が左記の組入比率変動範囲を上回る場合や下回る場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

標準組入比率

3つの資産の標準的な組入比率(標準組入比率)は、①リスク分散の効果を高めること、②安定した利回りを追求すること、③為替変動の影響が、不動産投信、債券、株式の価格変動の影響に比べて大きくならないこと、④ファンドへの資金流入に対応できることなどを勘案し、不動産40%、債券50%、株式10%としました。

<各資産について>



「Amova GNMA Fund」(アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド)

◆ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)などの米国高格付証券を中心※に投資を行いません。

○ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国国債と同等の信用度を有しながら(2025年12月末現在)、かつ米国国債より高い利回りを期待できます。ただし、ジニーメイ・パス・スルー証券には米国国債と異なったリスク(期限前償還発生の可能性など)があります。

○ジニーメイ・パス・スルー証券の利回りを直接享受するために、原則として為替ヘッジは行ないません。

※ジニーメイ・パス・スルー証券の組入比率は高位を維持することを基本としますが、一部について、米国国債など米国の高格付の債券に投資する場合があります。

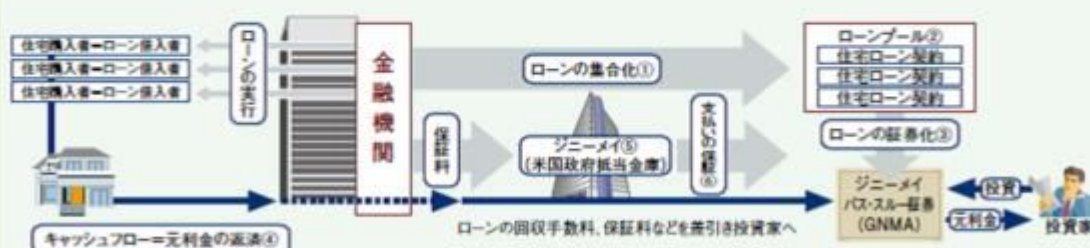
ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)

○ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)は、住宅ローン担保证券の一つで、連邦政府機関であるジニーメイ(Government National Mortgage Association)によって完全保証されている住宅ローンを証券化したもので、米国国債と同等の信用力があり、かつ、米国国債に比べ高い利回りを享受できる可能性が高い投資対象です。

<パス・スルー証券とは?>

●パス・スルー証券とは、金融機関が複数の住宅ローンを集合化①(プール②)、証券化③したもので生まれるキャッシュフロー(元利金の返済など④)を受け取る権利、そして、まとめられた住宅ローンの共有持ち分を示す証券です。

●ジニーメイ・パス・スルー証券のキャッシュフロー④は、その元となるローン借入者の毎月の金利および元本返済に直結していますが、ローン借入者の返済が滞っても、その元利金の支払いを米国政府機関であるジニーメイ⑤(米国政府抵当金庫)が完全保証⑥しています。



「Amova GNMA Fund」(アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド)の運用は、アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドが行ないます。

・アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドは、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が100%出資する海外持ち株会社の傘下にあるグローバル運用のロンドン拠点です。



高金利先進国債券マザーファンド

◆信用力が高く、相対的に高金利の主要先進国のソブリン債*を中心に分散投資を行ないます。

*ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券が含まれます。

- 主要先進国（OECD加盟国）の中から、健全な財政状況にあり、信用力の高い先進国（原則として、買付時においてスタンダード&プアーズ（S&P）社またはムーディーズ社からAA格またはAa格相当以上の長期債格付を付与された国）のソブリン債に分散投資を行なうことで、安定した収益の獲得をめざします。

※格付は買付後に変更になる場合があります。

- 海外の高金利を直接享受するために、原則として為替ヘッジは行ないません。

<OECD（経済協力開発機構）とは？>

OECDとは、①財政金融上の安定を維持しながら、雇用・生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する、②発展途上国経済の健全な拡大に寄与する、③世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献するなどを目的として、1961年に発足した機構であり、30ヵ国を超える国が加盟しています。



日本高配当利回り株式マザーファンド

◆わが国の高配当利回り株に投資を行ないます。

- 公益株やその他、わが国の高配当利回り株式の中から業績や配当が安定している企業の株式に投資を行ないます。

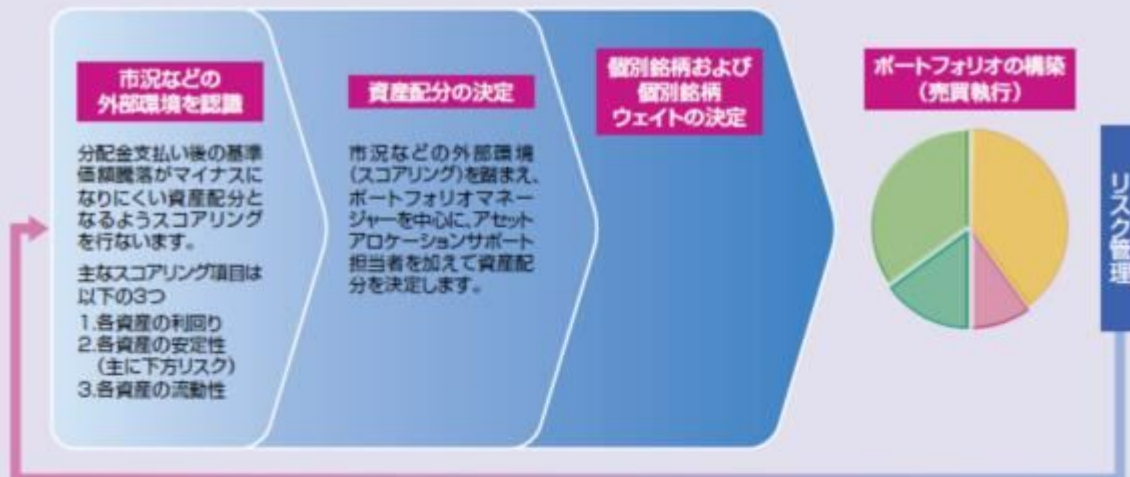


国内不動産投信（J-REIT）

◆国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信（J-REIT）を中心に投資を行ないます。

- 不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。
- ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配（配当）する投資信託です。
- 不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。

《運用プロセスについて》

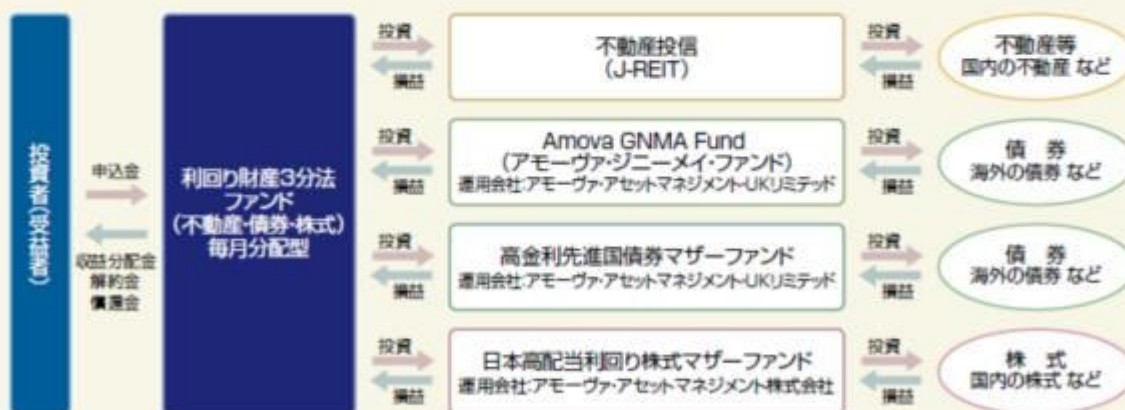


※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては上記のような運用ができない場合があります。

※上記は2025年12月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

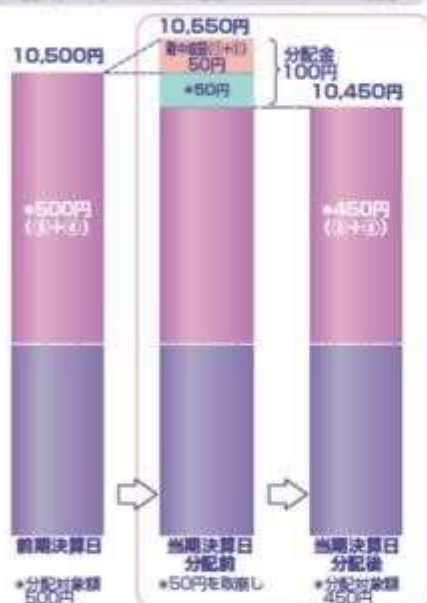
投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

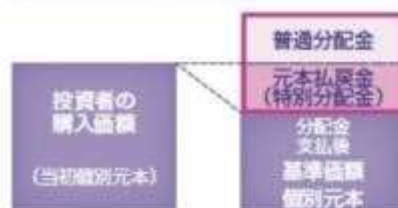


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

④ 信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

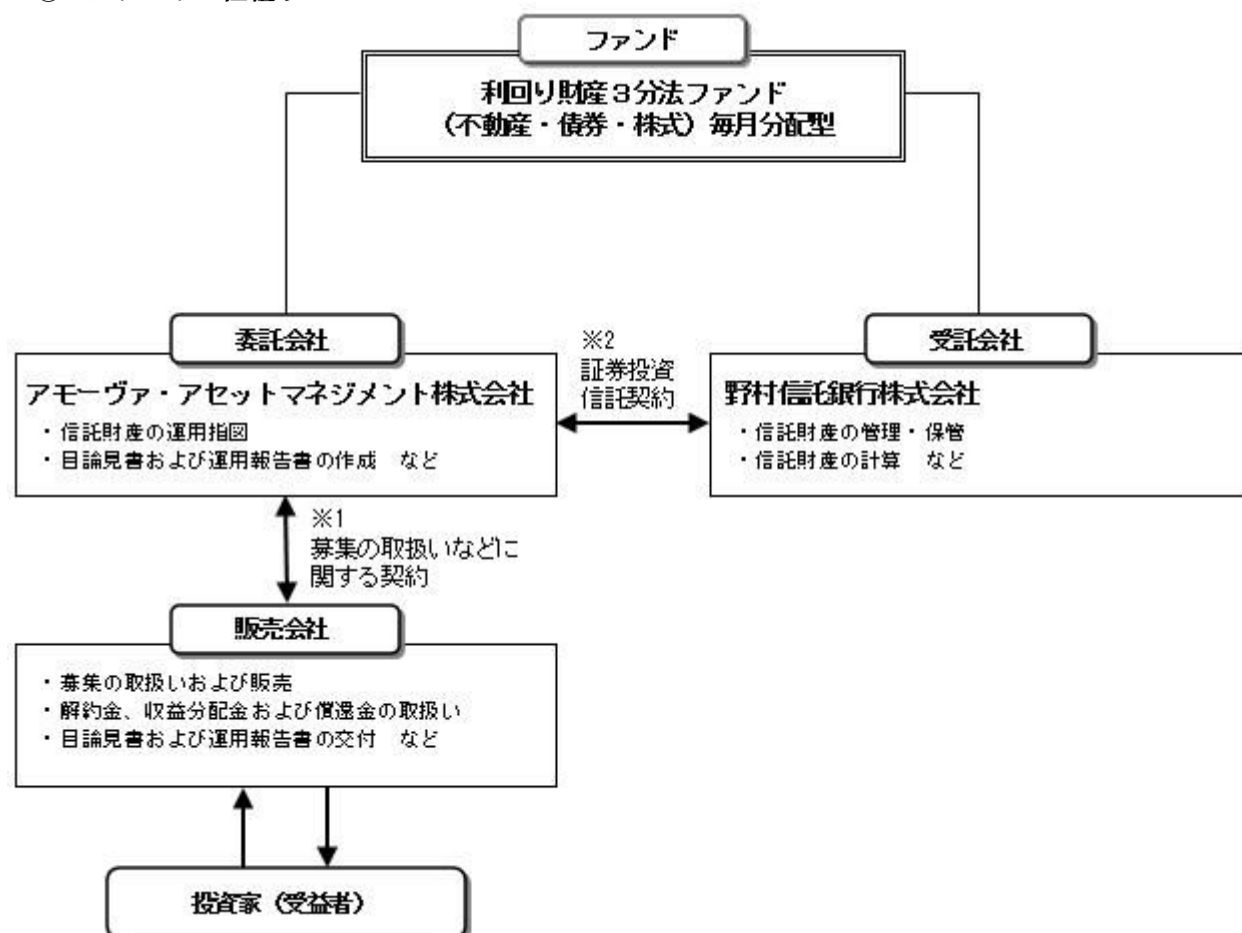
(2) 【ファンドの沿革】

2003年12月18日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

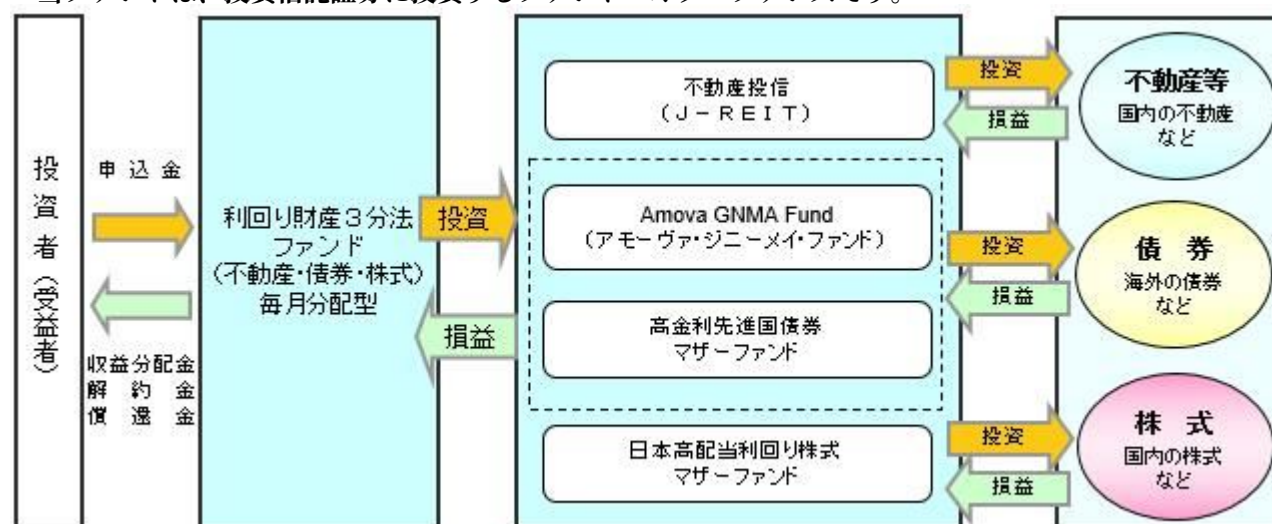


※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況（2026年6月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

1959年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	192,211,000株	97.562%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、投資信託証券に投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資を行ないます。

「不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）」		40%±10%
「債券」		50%±10%
「株式」		10%±5%

- ・投資信託証券への投資にあたっては、国内の金融商品取引所に上場している不動産投信（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）ならびに以下の投資信託証券の中から、各資産毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性などを勘案し、投資を行ないます。

Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）

高金利先進国債券マザーファンド

日本高配当利回り株式マザーファンド

- ・各投資信託証券の組入比率は、以下の通りとします。

投資信託証券	標準組入比率	組入比率変動範囲
国内不動産投信	40%	40%±10%
Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）	35%	35%±10%
高金利先進国債券マザーファンド	15%	15%±10%
日本高配当利回り株式マザーファンド	10%	10%±5%

- ・なお、不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。
- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1) 有価証券
 - 2) 金銭債権
 - 3) 約束手形
 - 4) 為替手形
- ② 主として国内の金融商品取引所に上場している不動産投信、次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。
 - 1) ケイマン籍円建外国投資信託「Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）」
 - 2) 証券投資信託「高金利先進国債券マザーファンド」
 - 3) 証券投資信託「日本高配当利回り株式マザーファンド」
 - 4) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
 - 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
 - 1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

1) 資金の借入

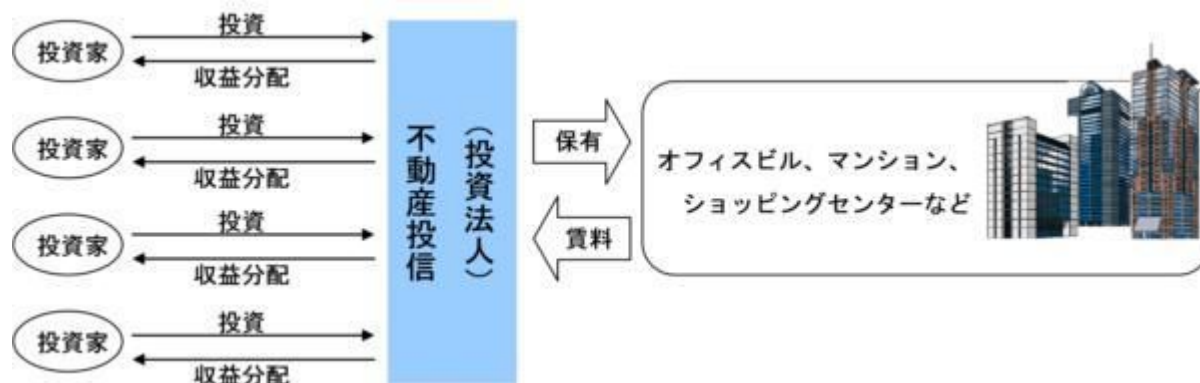
◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜不動産投信（J－REIT）＞

国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信（J－REIT）（一般社団法人資産運用業協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を中心に投資を行ないます。

- ・不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。
- ・ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配（配当）する投資信託です。
- ・不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。

＜不動産投信（J－REIT）の仕組み＞



＜Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）＞（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	ブルームバーグGNMAインデックス（円換算ベース）*をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざしつつ、高い水準のインカムゲインを獲得することを目指します。 *「Bloomberg」およびブルームバーグGNMAインデックス（円換算ベース）は、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよび同インデックスの管理者であるブルームバーグ・インデックス・サービス・リミテッドをはじめとする関連会社（以下、総称して「ブルームバーグ」）のサービスマークであり、Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）の管理会社（アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド）による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグは当該ファンドの管理会社とは提携しておらず、また、当該ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当該ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。
主な投資対象	・短期、中期、長期の米国国債ならびに政府抵当金庫、連邦抵当金庫、連邦住宅貸付抵当公社、その他の連邦機関の発行する米国エージェンシー・モーゲージ担保パス・スルー証券、または上記機関の保証する証券（不動産担保共同出資を含みます。）、現先取引（レポ取引）を主要投資対象とします。
投資方針	・米ドル建ての投資適格債券に投資を行ない、組入比率は原則高位を維持します。 ・純資産総額の80%以上をジニーメイ・パス・スルー証券に投資します。 ・単一発行体の組入れは、信託財産の純資産総額の20%を上限としますが、米国国債ならびにジニーメイ・パス・スルー証券についてはこの限りではありません。組入れ後の比率が信託財産の純資産総額の20%を超える場合の追加組入れは行ないません。 ・原則として、為替ヘッジを行ないません。 ※市況動向や資金動向その他の要因によっては、上記の運用方針に従った運用ができない場合があります。
主な投資制限	・純資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 ・原則として、借入れは行ないません。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。
ファンドに係る費用	

信託報酬など	純資産総額に対し年率0.5%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。

その他

投資顧問会社	アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド
管理会社	アモーヴァAM・グローバルケイマンリミテッド
信託期間	2153年11月12日
決算日	原則として、毎年12月31日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<高金利先進国債券マザーファンド>**運用の基本方針**

基本方針	世界の主要先進国の債券に投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の成長を目的として運用を行ないます。
主な投資対象	世界の主要先進国（OECD加盟国）の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。
投資方針	- 世界の主要先進国（OECD加盟国）のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などに投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。 - 主要先進国（OECD加盟国）の債券の中で、相対的に金利が高い国の債券を選び、国別、通貨別、残存期間を考慮しながら、分散投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。各国の投資比率は、相対的魅力度、流動性、信用力、金利の方向性などの分析をもとに決定します。 - 外貨建債券への投資にあたっては、為替ヘッジを行ないません。 - ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	- 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 - 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 - デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 - 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

ファンドに係る費用

信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他

委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（2003年8月5日設定）
決算日	毎年7月10日（休業日の場合は翌営業日）

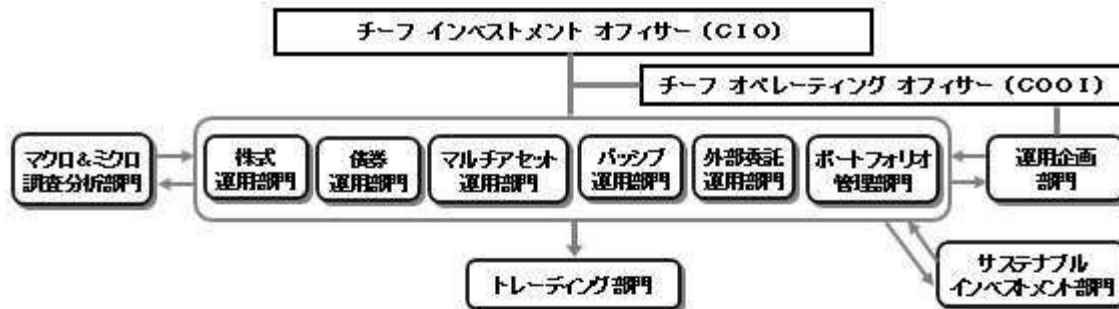
<日本高配当利回り株式マザーファンド>**運用の基本方針**

基本方針	中長期的に安定的な収益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	・主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から配当利回りの相対的に高い株式に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・配当利回りの相対的に高い株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析を行なった上で投資を行ないます。組入銘柄の見直しは、随時行ないます。 ・株式組入比率は原則として高位を保つことを基本とします。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%（1口当たり）
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年12月18日設定）
決算日	毎年12月15日（休業日の場合は翌営業日）

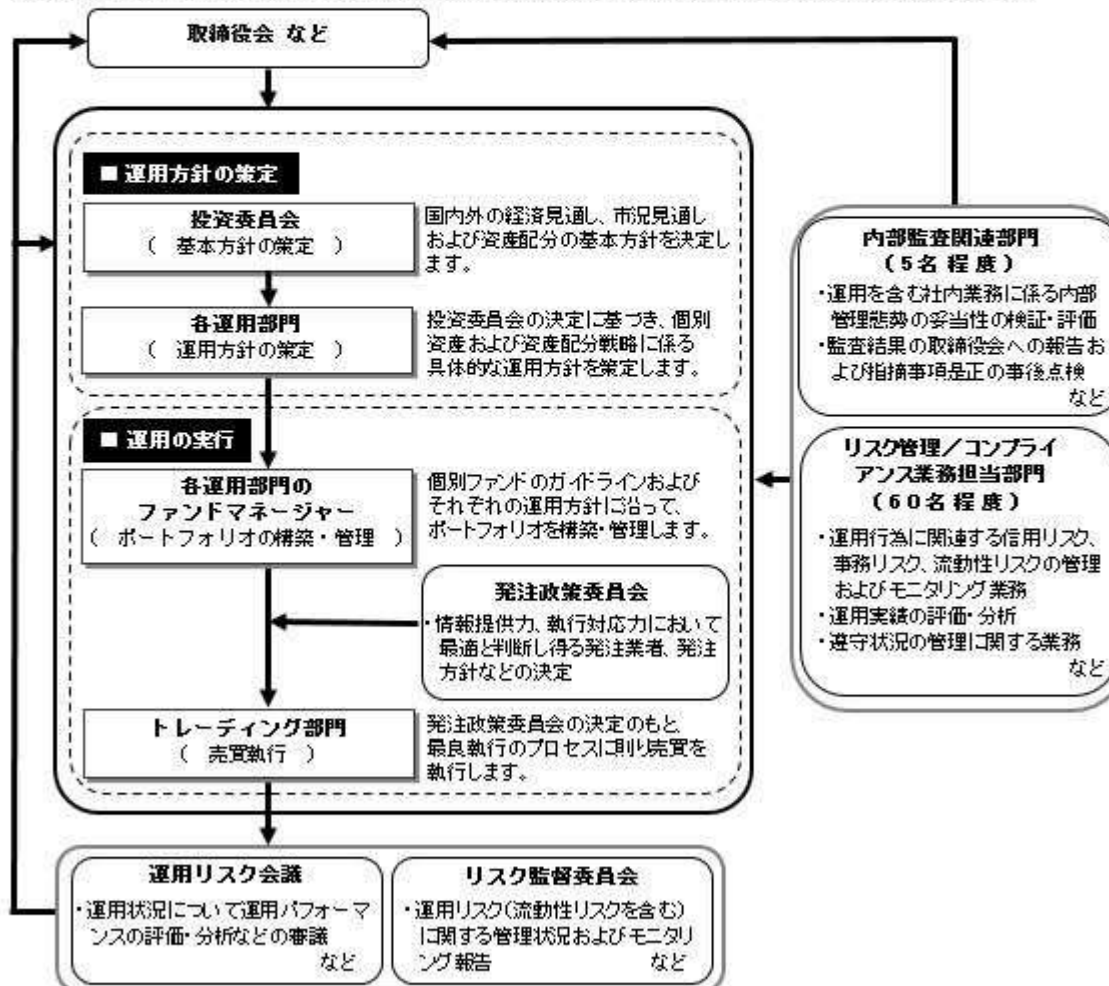
（３）【運用体制】

＜委託会社における運用体制＞

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



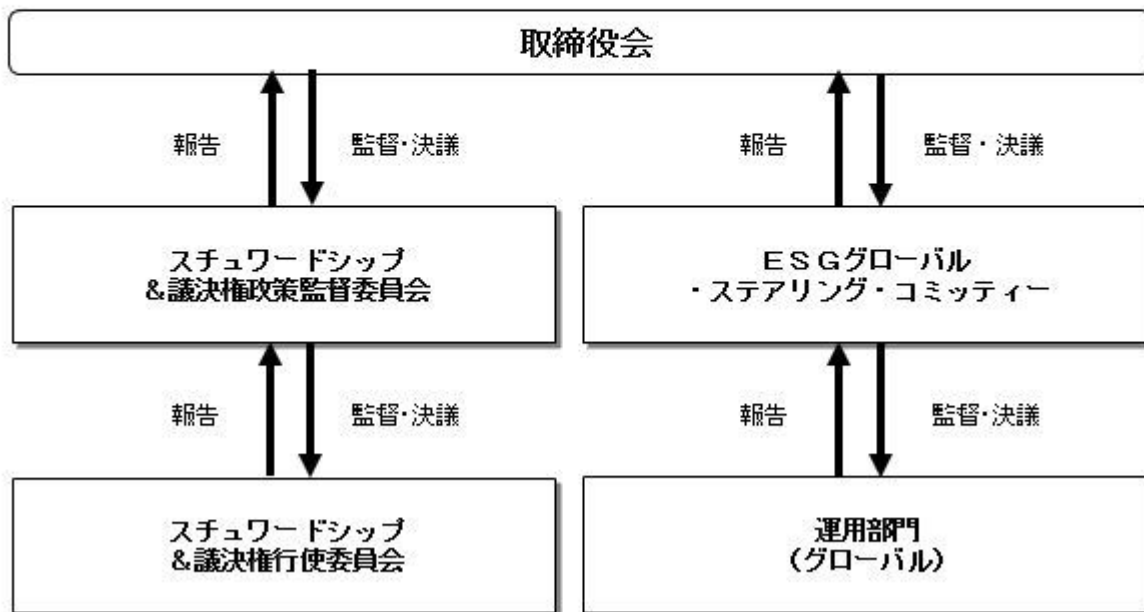
委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

「受託会社」に対しては、日々の純資産照会、月次の勘定残高照会などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

- 1) 分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- 2) 分配対象額についての分配方針
分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことをめざします。
- 3) 留保益の運用方針
収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

＜分配金再投資コース＞

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

- ニ）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 6）一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
- ※投資対象とする「Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）」の運用ガイドラインにおいては、米国国債ならびにジニーメイ・パス・スルー証券を除いて、単一発行体の組入れが当該投資対象ファンドの純資産総額に対し20%を上限としております。一方で、当ファンドから「Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）」への組入れは、当ファンドの純資産総額に対し45%を上限としております。このため、「Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）」における単一発行体の組入れは、米国国債ならびにジニーメイ・パス・スルー証券を除いて、当ファンドの純資産総額に対し10%を上限として適切に管理されます。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格に影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

② 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

③ 信用リスク

- ・不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

- ⑤ デリバティブリスク
金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。
- ⑥ 延長リスク／期限前償還リスク
・住宅ローン担保証券においては、原資産となっているローン（住宅ローン、リース・ローンなど）の期限前返済の増減に伴うデレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。
・一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。
- ⑦ 期限前償還に伴う再投資リスク
住宅ローン担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになります。金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる場合があります。

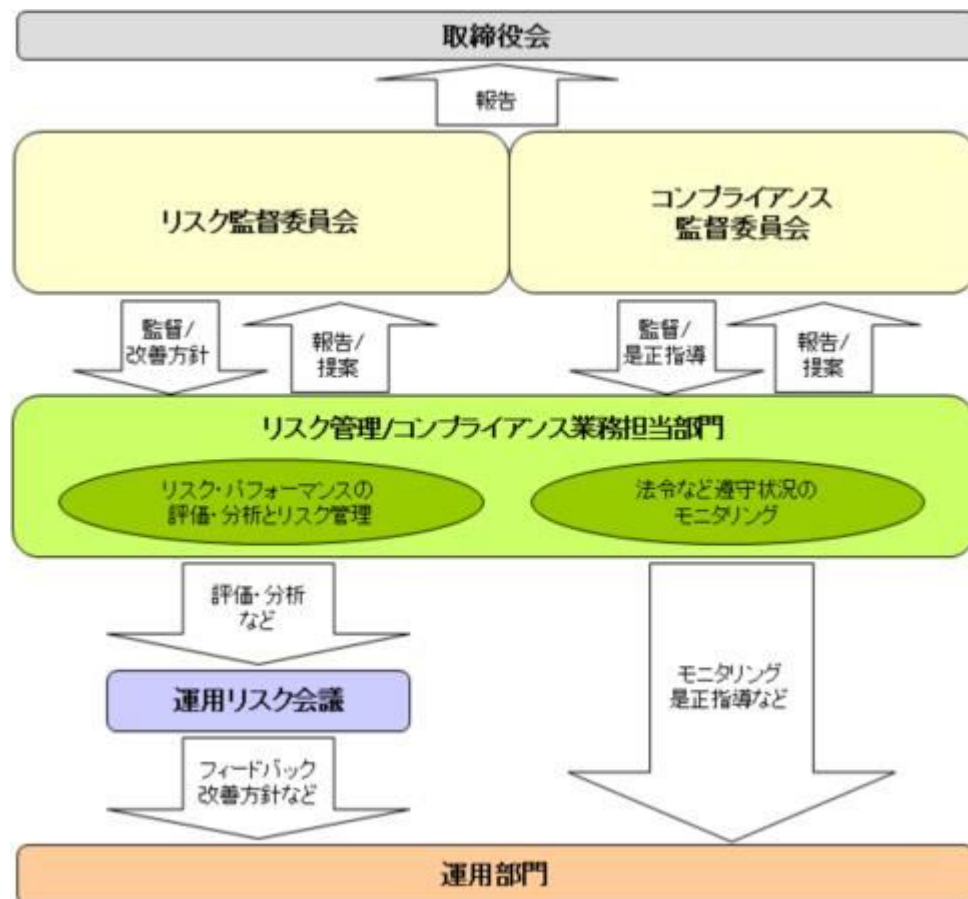
※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

＜その他の留意事項＞

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
 - ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
 - ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流出入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

（２）リスク管理体制

＜委託会社におけるリスク管理体制＞



■全社的なリスク管理

当社は運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.2%	18.2%	23.0%	16.0%	-2.9%	5.9%	10.0%
最大値	19.4%	50.5%	55.7%	68.1%	0.6%	15.4%	24.5%
最小値	-3.3%	-7.1%	-5.7%	-6.5%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……Morningstar 先進国株式指数(除く日本、配当込み、円ベース)

新興国株……Morningstar 新興国株式指数(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX(東証株価指数) 配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。

TOPIXに係る知的財産は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(JPX)に帰属します。なお、本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

Morningstar 先進国株式指数(除く日本、配当込み、円ベース)

Morningstar 新興国株式指数(配当込み、円ベース)

先進国株式指数は日本を除く世界の先進国の株式、新興国株式指数は世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。Morningstar指数はMorningstarにより独占的に所有されています。Morningstar, Inc.(以下「Morningstar」)、その関連会社または子会社、直接的または間接的な情報提供者、またはMorningstar指数に関連があり、指数の構成、配信、算出、または設定に関わった第三者(総称して「Morningstarグループ」)は、Morningstar指数又はそれに含まれるデータの正確性、完全性及び/又は適時性を保証せず、またその誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Morningstar指数またはそこに含まれるいかなるデータの使用によって得られる結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる表明・保証も致しません。

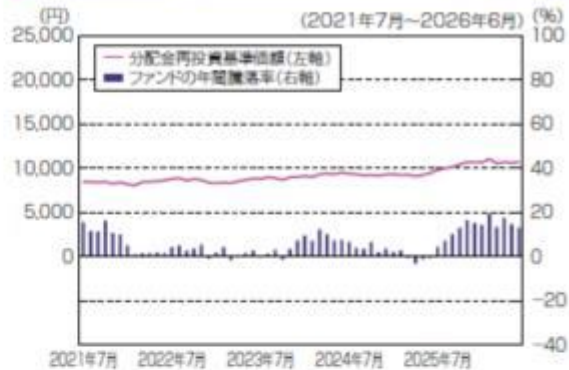
NOMURA-BPI国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFR」)が公表している指数で、その知的財産権はNFRに帰属します。なお、NFRは、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2021年7月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】**（１）【申込手数料】**

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】**① 換金手数料**

ありません。

② 信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

※「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことでです。

（３）【信託報酬等】**① 信託報酬**

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.1%（税抜1%）
投資対象とする投資信託証券	0.175%程度*
実質的負担	1.275%（税抜1.175%）程度

・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.1%（税抜1%）の率を乗じて得た額とします。

・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.175%程度*がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.275%（税抜1.175%）程度となります。

*投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）」を35%組み入れると想定した場合の概算値です。

*この他に、投資対象とする不動産投信（J－R E I T）には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信（J－R E I T）の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。

*投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況－2 投資方針－（2）投資対象」－「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

※受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

② 信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合 計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.00%	販売会社と受託会社への配分を除いたもの	0.48%	0.06%
100億円超の部分			0.53%	0.04%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

※投資対象とする「高金利先進国債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「Amova GNMA Fund（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）」

- ・事務管理費用
- ・資産の保管費用
- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・設立に係る費用
- ・法律顧問費用
- ・監査費用
- ・信託財産に関する租税 など

「高金利先進国債券マザーファンド」

「日本高配当利回り株式マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISAの対象ではありません。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

- １）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- ２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法

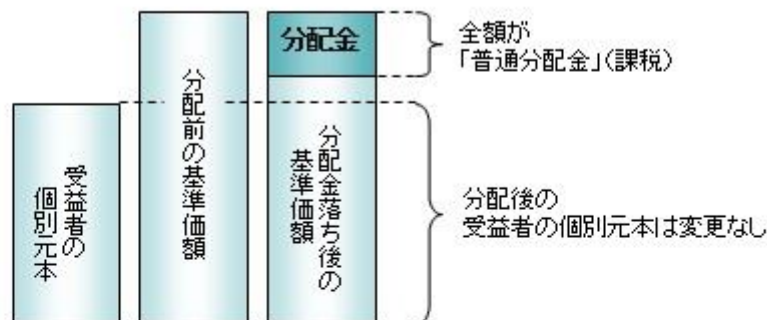
が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

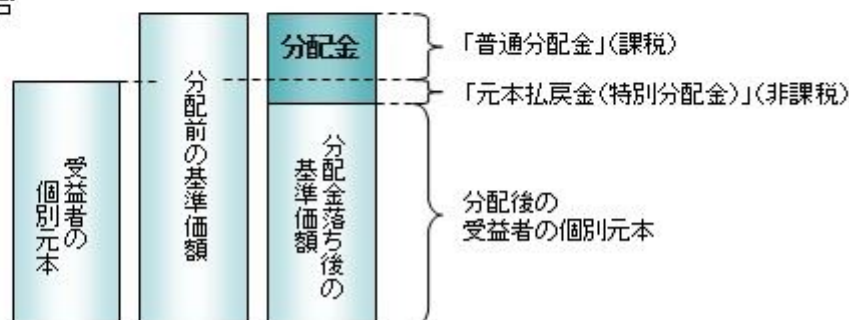
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年9月15日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年12月16日~2026年6月15日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.91%	1.11%	0.80%

※対象期間の運用管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※ファンド(実質的な保有も含みます)がREIT(不動産投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型】

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	------	---------	---------

投資信託受益証券	ケイマン	1,140,893,963	34.68
投資証券	日本	1,301,234,000	39.56
親投資信託受益証券	日本	765,354,933	23.27
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	81,844,720	2.49
合計（純資産総額）		3,289,327,616	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Amova GNMA Fund	804,239,365	1.39	1,121,994,338	1.41	1,140,893,963	34.68
日本	親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	145,531,813	3.3622	489,307,061	3.3480	487,240,509	14.81
日本	親投資信託受益証券	日本高配当利回り株式マザーファンド	49,082,192	5.7217	280,838,481	5.6663	278,114,424	8.46
日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	1,034	113,000	116,842,000	112,100	115,911,400	3.52
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	1,147	95,600	109,653,200	97,500	111,832,500	3.40
日本	投資証券	G L P投資法人 投資証券	792	135,258.24	107,124,533	137,400	108,820,800	3.31
日本	投資証券	K D X不動産投資法人 投資証券	683	157,400	107,504,200	154,900	105,796,700	3.22
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	1,288	78,943.08	101,678,697	79,300	102,138,400	3.11
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	848	116,702.37	98,963,618	115,800	98,198,400	2.99
日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	576	135,500	78,048,000	137,100	78,969,600	2.40
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	444	162,600	72,194,400	162,100	71,972,400	2.19
日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	943	73,900	69,687,700	74,300	70,064,900	2.13
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	538	125,407.08	67,469,012	125,900	67,734,200	2.06
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	423	152,400	64,465,200	150,400	63,619,200	1.93
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	626	85,200	53,335,200	86,800	54,336,800	1.65
日本	投資証券	日本リート投資法人 投資証券	627	85,600	53,671,200	83,700	52,479,900	1.60
日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	534	93,100	49,715,400	93,100	49,715,400	1.51
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	670	62,500	41,875,000	59,800	40,066,000	1.22
日本	投資証券	M I R A R T H不動産投資法人 投資証券	481	83,045.56	39,944,917	82,700	39,778,700	1.21
日本	投資証券	スターアジア不動産投資法人 投資証券	694	55,000	38,170,000	55,000	38,170,000	1.16
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	339	95,400	32,340,600	93,300	31,628,700	0.96

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	34.68
投資証券	39.56
親投資信託受益証券	23.27

合 計	97.51
-----	-------

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第26特定期間末 (2016年12月15日)	6,946	6,954	0.7897	0.7907
第27特定期間末 (2017年 6月15日)	6,065	6,073	0.7667	0.7677
第28特定期間末 (2017年12月15日)	5,520	5,527	0.7663	0.7673
第29特定期間末 (2018年 6月15日)	5,129	5,136	0.7577	0.7587
第30特定期間末 (2018年12月17日)	4,954	4,960	0.7677	0.7687
第31特定期間末 (2019年 6月17日)	4,765	4,771	0.7824	0.7834
第32特定期間末 (2019年12月16日)	4,743	4,748	0.8282	0.8292
第33特定期間末 (2020年 6月15日)	4,120	4,126	0.7561	0.7571
第34特定期間末 (2020年12月15日)	3,904	3,909	0.7604	0.7614
第35特定期間末 (2021年 6月15日)	4,177	4,182	0.8535	0.8545
第36特定期間末 (2021年12月15日)	3,965	3,969	0.8285	0.8295
第37特定期間末 (2022年 6月15日)	3,797	3,802	0.8241	0.8251
第38特定期間末 (2022年12月15日)	3,789	3,794	0.8493	0.8503
第39特定期間末 (2023年 6月15日)	3,649	3,653	0.8513	0.8523
第40特定期間末 (2023年12月15日)	3,586	3,590	0.8602	0.8612
第41特定期間末 (2024年 6月17日)	3,598	3,602	0.9036	0.9046
第42特定期間末 (2024年12月16日)	3,243	3,247	0.8730	0.8740
第43特定期間末 (2025年 6月16日)	3,174	3,177	0.8878	0.8888
第44特定期間末 (2025年12月15日)	3,456	3,459	0.9970	0.9980
第45特定期間末 (2026年 6月15日)	3,287	3,290	0.9987	0.9997
2025年 6月末日	3,202	—	0.8973	—
7月末日	3,310	—	0.9291	—
8月末日	3,363	—	0.9464	—
9月末日	3,382	—	0.9585	—
10月末日	3,450	—	0.9877	—
11月末日	3,503	—	1.0088	—
12月末日	3,489	—	1.0105	—
2026年 1月末日	3,443	—	1.0041	—
2月末日	3,482	—	1.0388	—
3月末日	3,301	—	0.9901	—
4月末日	3,334	—	1.0063	—

5月末日	3,270	—	0.9936	—
6月末日	3,289	—	1.0033	—

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第26特定期間	2016年 6月16日～2016年12月15日	0.0090
第27特定期間	2016年12月16日～2017年 6月15日	0.0060
第28特定期間	2017年 6月16日～2017年12月15日	0.0060
第29特定期間	2017年12月16日～2018年 6月15日	0.0060
第30特定期間	2018年 6月16日～2018年12月17日	0.0060
第31特定期間	2018年12月18日～2019年 6月17日	0.0060
第32特定期間	2019年 6月18日～2019年12月16日	0.0060
第33特定期間	2019年12月17日～2020年 6月15日	0.0060
第34特定期間	2020年 6月16日～2020年12月15日	0.0060
第35特定期間	2020年12月16日～2021年 6月15日	0.0060
第36特定期間	2021年 6月16日～2021年12月15日	0.0060
第37特定期間	2021年12月16日～2022年 6月15日	0.0060
第38特定期間	2022年 6月16日～2022年12月15日	0.0060
第39特定期間	2022年12月16日～2023年 6月15日	0.0060
第40特定期間	2023年 6月16日～2023年12月15日	0.0060
第41特定期間	2023年12月16日～2024年 6月17日	0.0060
第42特定期間	2024年 6月18日～2024年12月16日	0.0060
第43特定期間	2024年12月17日～2025年 6月16日	0.0060
第44特定期間	2025年 6月17日～2025年12月15日	0.0060
第45特定期間	2025年12月16日～2026年 6月15日	0.0060

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第26特定期間	2016年 6月16日～2016年12月15日	3.85
第27特定期間	2016年12月16日～2017年 6月15日	△2.15
第28特定期間	2017年 6月16日～2017年12月15日	0.73
第29特定期間	2017年12月16日～2018年 6月15日	△0.34
第30特定期間	2018年 6月16日～2018年12月17日	2.11
第31特定期間	2018年12月18日～2019年 6月17日	2.70
第32特定期間	2019年 6月18日～2019年12月16日	6.62
第33特定期間	2019年12月17日～2020年 6月15日	△7.98
第34特定期間	2020年 6月16日～2020年12月15日	1.36
第35特定期間	2020年12月16日～2021年 6月15日	13.03
第36特定期間	2021年 6月16日～2021年12月15日	△2.23
第37特定期間	2021年12月16日～2022年 6月15日	0.19
第38特定期間	2022年 6月16日～2022年12月15日	3.79
第39特定期間	2022年12月16日～2023年 6月15日	0.94

第40特定期間	2023年 6月16日～2023年12月15日	1.75
第41特定期間	2023年12月16日～2024年 6月17日	5.74
第42特定期間	2024年 6月18日～2024年12月16日	△2.72
第43特定期間	2024年12月17日～2025年 6月16日	2.38
第44特定期間	2025年 6月17日～2025年12月15日	12.98
第45特定期間	2025年12月16日～2026年 6月15日	0.77

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第26特定期間	2016年 6月16日～2016年12月15日	30,612,666	945,404,898
第27特定期間	2016年12月16日～2017年 6月15日	18,452,477	902,903,270
第28特定期間	2017年 6月16日～2017年12月15日	18,119,931	724,463,071
第29特定期間	2017年12月16日～2018年 6月15日	17,792,363	452,446,197
第30特定期間	2018年 6月16日～2018年12月17日	16,720,682	333,583,298
第31特定期間	2018年12月18日～2019年 6月17日	16,177,371	377,794,128
第32特定期間	2019年 6月18日～2019年12月16日	14,738,706	379,090,983
第33特定期間	2019年12月17日～2020年 6月15日	14,921,319	291,944,067
第34特定期間	2020年 6月16日～2020年12月15日	14,210,151	329,495,775
第35特定期間	2020年12月16日～2021年 6月15日	12,795,384	253,361,924
第36特定期間	2021年 6月16日～2021年12月15日	11,741,533	120,036,918
第37特定期間	2021年12月16日～2022年 6月15日	11,783,378	189,496,933
第38特定期間	2022年 6月16日～2022年12月15日	11,145,743	157,199,759
第39特定期間	2022年12月16日～2023年 6月15日	11,108,093	186,233,656
第40特定期間	2023年 6月16日～2023年12月15日	11,681,836	129,216,606
第41特定期間	2023年12月16日～2024年 6月17日	9,789,787	197,199,221
第42特定期間	2024年 6月18日～2024年12月16日	8,652,558	275,604,755
第43特定期間	2024年12月17日～2025年 6月16日	8,436,686	148,235,663
第44特定期間	2025年 6月17日～2025年12月15日	7,453,685	116,474,466
第45特定期間	2025年12月16日～2026年 6月15日	6,572,268	181,459,688

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	1,790,786,449	10.19
	イギリス	4,249,719,703	24.18
	ノルウェー	3,261,706,747	18.56
	オーストラリア	2,510,831,560	14.29

	ニュージーランド	1,050,688,217	5.98
	小計	12,863,732,676	73.21
地方債証券	オーストラリア	2,484,961,715	14.14
	ニュージーランド	1,335,673,217	7.60
	小計	3,820,634,932	21.74
特殊債券	ニュージーランド	105,737,256	0.60
	韓国	597,476,760	3.40
	小計	703,214,016	4.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	184,412,013	1.05
合計（純資産総額）		17,571,993,637	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
イギリス	国債証券	UK TREASURY	5,500,000	19,901.97	1,094,608,801	20,068.46	1,103,765,630	4.375	2040/1/31	6.28
ニュージーランド	地方債証券	AUCKLAND COUNCIL	16,125,000	5,023.70	810,072,398	5,620.95	906,378,214	2.950	2050/9/28	5.16
イギリス	国債証券	UK TREASURY	6,700,000	12,371.96	828,921,967	12,726.65	852,686,153	1.250	2041/10/22	4.85
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	8,165,000	9,658.86	788,646,311	9,631.75	786,432,855	1.000	2030/12/21	4.48
イギリス	国債証券	UK TREASURY	4,500,000	16,558.41	745,128,896	16,837.51	757,688,031	0.875	2033/7/31	4.31
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT	8,075,000	8,020.33	647,641,874	8,214.45	663,317,145	1.500	2031/5/15	3.77
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	40,000,000	1,546.11	618,446,942	1,495.49	598,197,597	3.500	2042/10/6	3.40
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	35,000,000	1,604.33	561,515,930	1,581.86	553,651,243	3.750	2035/6/12	3.15
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,500,000	10,830.46	487,371,056	10,746.68	483,600,886	4.250	2035/12/21	2.75
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	30,500,000	1,455.92	444,055,677	1,457.09	444,413,972	2.125	2032/5/18	2.53
オーストラリア	地方債証券	TREASURY CORP VICTORIA	4,000,000	11,239.89	449,595,725	10,935.33	437,413,373	5.500	2039/9/15	2.49
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	4,000,000	11,081.47	443,259,117	10,835.37	433,415,062	5.250	2038/8/13	2.47
オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	4,000,000	11,086.72	443,468,850	10,786.06	431,442,682	5.250	2039/2/22	2.46
ニュージーランド	地方債証券	AUCKLAND COUNCIL	4,500,000	9,635.02	433,576,332	9,539.88	429,295,003	5.734	2028/9/27	2.44
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	30,000,000	1,401.15	420,347,480	1,407.39	422,217,103	1.250	2031/9/17	2.40
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000	1,456.06	407,699,242	1,454.53	407,271,036	1.375	2030/8/19	2.32
イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,900,000	20,796.84	395,139,966	21,016.40	399,311,721	4.250	2034/7/31	2.27
ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	23,500,000	1,560.32	366,676,274	1,539.47	361,776,178	3.625	2039/5/31	2.06
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,400,000	9,783.81	332,649,608	9,565.93	325,241,801	2.750	2035/6/21	1.85
オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	3,100,000	10,416.24	322,903,615	10,275.23	318,532,248	4.250	2036/2/20	1.81

オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	3,000,000	10,552.79	316,583,852	10,558.48	316,754,539	4.750	2037/2/20	1.80
韓国	特殊債券	KOREA GAS CORP	2,800,000	11,156.00	312,368,000	11,252.83	315,079,354	5.278	2030/5/14	1.79
イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,450,000	20,842.64	302,218,367	21,098.55	305,929,055	4.625	2037/3/7	1.74
オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	2,833,000	10,967.79	310,717,725	10,739.10	304,238,711	4.750	2035/9/20	1.73
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,750,000	16,552.67	289,671,769	16,480.03	288,400,621	4.500	2033/11/15	1.64
韓国	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK KOREA	2,500,000	11,495.25	287,381,349	11,295.89	282,397,406	5.250	2031/5/20	1.61
イギリス	国債証券	UK TREASURY	1,810,000	14,753.09	267,031,025	15,124.57	273,754,789	0.625	2035/7/31	1.56
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,680,000	16,122.07	270,850,931	16,137.18	271,104,649	4.250	2035/5/15	1.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,700,000	15,712.49	267,112,485	15,838.72	269,258,323	4.375	2040/5/15	1.53
オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000	10,896.06	272,401,630	10,742.89	268,572,333	2.750	2028/11/21	1.53

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	73.21
地方債証券	21.74
特殊債券	4.00
合 計	98.95

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本高配当利回り株式マザーファンド

以下の運用状況は2026年 6月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	2,725,936,230	98.30
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	47,057,167	1.70
合計（純資産総額）		2,772,993,397	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	18,700	5,111.70	95,588,790	6,346.00	118,670,200	4.28
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	36,100	2,579.69	93,127,008	3,207.00	115,772,700	4.18
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	14,000	5,868.95	82,165,324	7,743.00	108,402,000	3.91
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	13,400	6,160.75	82,554,176	7,202.00	96,506,800	3.48
日本	株式	DMG森精機	機械	24,700	2,766.45	68,331,349	3,478.00	85,906,600	3.10

日本	株式	アマダ	機械	27,700	1,896.50	52,533,050	2,951.50	81,756,550	2.95
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	29,900	3,231.39	96,618,695	2,725.00	81,477,500	2.94
日本	株式	オリックス	その他金融業	12,900	4,564.41	58,880,937	6,149.00	79,322,100	2.86
日本	株式	マクニカホールディングス	卸売業	22,000	2,570.75	56,556,500	3,144.00	69,168,000	2.49
日本	株式	豊田合成	輸送用機器	13,300	3,886.60	51,691,780	5,113.00	68,002,900	2.45
日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	13,000	2,959.17	38,469,210	5,068.00	65,884,000	2.38
日本	株式	住友商事	卸売業	42,400	1,438.42	60,989,054	1,549.00	65,677,600	2.37
日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	9,700	6,321.77	61,321,234	6,547.00	63,505,900	2.29
日本	株式	住友重機械工業	機械	12,200	4,362.77	53,225,804	5,058.00	61,707,600	2.23
日本	株式	キャノン	電気機器	14,400	4,684.28	67,453,632	4,147.00	59,716,800	2.15
日本	株式	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	14,000	2,995.35	41,934,900	4,118.00	57,652,000	2.08
日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	26,700	2,599.12	69,396,516	2,150.50	57,418,350	2.07
日本	株式	大林組	建設業	17,400	3,275.91	57,000,875	3,257.00	56,671,800	2.04
日本	株式	三井化学	化学	26,400	1,993.61	52,631,511	2,133.00	56,311,200	2.03
日本	株式	三井物産	卸売業	12,500	4,731.35	59,141,970	4,497.00	56,212,500	2.03
日本	株式	積水化学工業	化学	21,200	2,612.40	55,382,880	2,591.50	54,939,800	1.98
日本	株式	エクシオグループ	建設業	19,100	2,482.00	47,406,200	2,762.00	52,754,200	1.90
日本	株式	丸井グループ	小売業	18,200	3,138.03	57,112,146	2,864.50	52,133,900	1.88
日本	株式	ヒロセ電機	電気機器	1,800	17,175.00	30,915,000	28,835.00	51,903,000	1.87
日本	株式	野村不動産ホールディングス	不動産業	54,900	955.63	52,464,087	933.40	51,243,660	1.85
日本	株式	積水ハウス	建設業	14,700	3,487.48	51,265,956	3,382.00	49,715,400	1.79
日本	株式	カチタス	不動産業	14,700	3,248.06	47,746,497	3,305.00	48,583,500	1.75
日本	株式	大塚商会	情報・通信業	17,200	3,290.14	56,590,408	2,773.50	47,704,200	1.72
日本	株式	I N P E X	鉱業	13,900	3,215.56	44,696,284	3,265.00	45,383,500	1.64
日本	株式	東急不動産ホールディングス	不動産業	33,400	1,447.05	48,331,707	1,296.50	43,303,100	1.56

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	1.64
		建設業	7.25
		化学	7.01
		医薬品	2.52
		ゴム製品	1.21
		ガラス・土石製品	2.29
		鉄鋼	1.09
		機械	13.29
		電気機器	6.51
		輸送用機器	7.46
		海運業	1.47
		倉庫・運輸関連業	0.44
		情報・通信業	4.42
		卸売業	8.27
		小売業	6.34

	銀行業	12.36
	証券、商品先物取引業	0.18
	保険業	4.88
	その他金融業	3.80
	不動産業	5.16
	サービス業	0.71
	合　　計	98.30

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

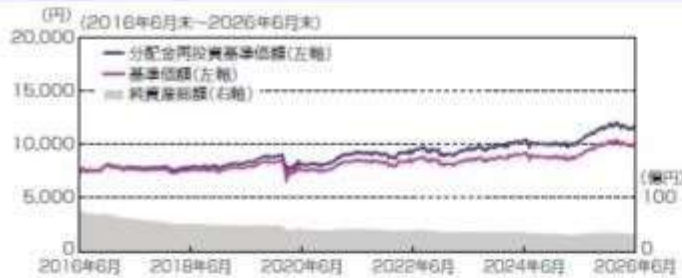
《参考情報》

運用実績

2026年6月30日現在



基準価額・純資産の推移



基準価額 10,033円

純資産総額 32.89億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年6月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月	2026年6月	直近1年間累計	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	120円	9,672円

主要な資産の状況

<資産構成比>

	組入比率
不動産投信(A)	39.6%
債券等	49.5%
(Amova GNMA Fund)(B)	(34.7%)
(高金利先進国債券マザーファンド)(C)	(14.8%)
株式(日本高配当利回り株式マザーファンド)(D)	8.5%
現金その他	2.5%

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。
※各数値は、組み入れている投資信託証券をベースとしています。

不動産投信(A)

<不動産投信組入上位銘柄>

銘柄	比率
1 日本都市ファンド投資法人 投資証券	3.5%
2 オリックス不動産投資法人 投資証券	3.4%
3 GLP投資法人 投資証券	3.3%
4 KDX不動産投資法人 投資証券	3.2%
5 ジャパンホテルリート投資法人 投資証券	3.1%

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

株式(D)

<株式組入上位銘柄>

銘柄	業種	比率
1 三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.3%
2 三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	4.2%
3 みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.9%
4 東京海上ホールディングス	保険業	3.5%
5 DMG森精機	機械	3.1%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

ジニーメイ・バス・スルー証券(B)

<証券国別投資比率>

国名	比率
米国	100.0%

※「証券国別投資比率」「証券格付別構成比率」は、Amova GNMA Fundの組入証券評価額に対する比率です。

<証券格付別構成比率>

格付	比率
Aaa	0.0%
Aa	100.0%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付は、ムーディーズ社によるものを原則としています。

債券 高金利先進国債券(C)

<債券国別投資比率>

国名	比率
1 オーストラリア	32.2%
2 イギリス	24.4%
3 ノルウェー	18.8%
4 ニュージーランド	14.3%
5 アメリカ	10.3%

※「債券国別投資比率」は、発行通貨ベースで国別に分類して表示しております。
※「債券国別投資比率」「債券格付別構成比率」は、マザーファンドの組入債券評価額に対する比率です。

<債券格付別構成比率>

格付	比率
Aaa	49.1%
Aa	50.9%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付は、ムーディーズ社によるものを原則としています。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年6月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売) 手続等】

- (1) 申込方法
販売会社所定の方法でお申し込みください。
- (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、収益分配金を再投資せず、お客さまの指定口座に入金の取扱いを希望される場合、別途、販売会社との間で「定期引出契約」を結んでいただきます。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

- (3) 申込みの受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (4) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込不可日
販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行休業日
●ケイマンの銀行休業日
- (6) 申込制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、月毎の申込総額が運用上の支障をきたす額に達する見込みとなった場合や、1日・1件当たり1億円を上回る大口の申込みに、委託会社の申出により受付制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (7) 申込金額
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。
- (8) 申込単位
販売会社の照会先にお問い合わせください。
- (9) 申込代金の支払い
取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。
- (10) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

- (1) 解約の受付
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日
販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
●ニューヨーク証券取引所の休業日
●ニューヨークの銀行休業日
●ケイマンの銀行休業日
- (4) 解約制限
ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、1日・1件当たり1億円を上回る大口の解約には、委託会社の申出により受付時間制限などの受付制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 解約価額
解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

- (6) 手取額
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位
1口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

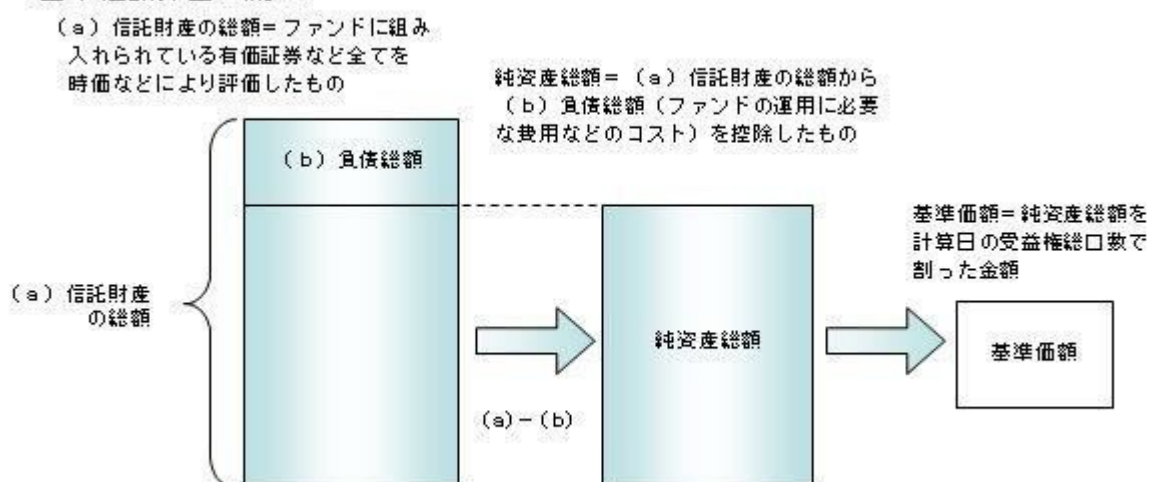
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（2003年12月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

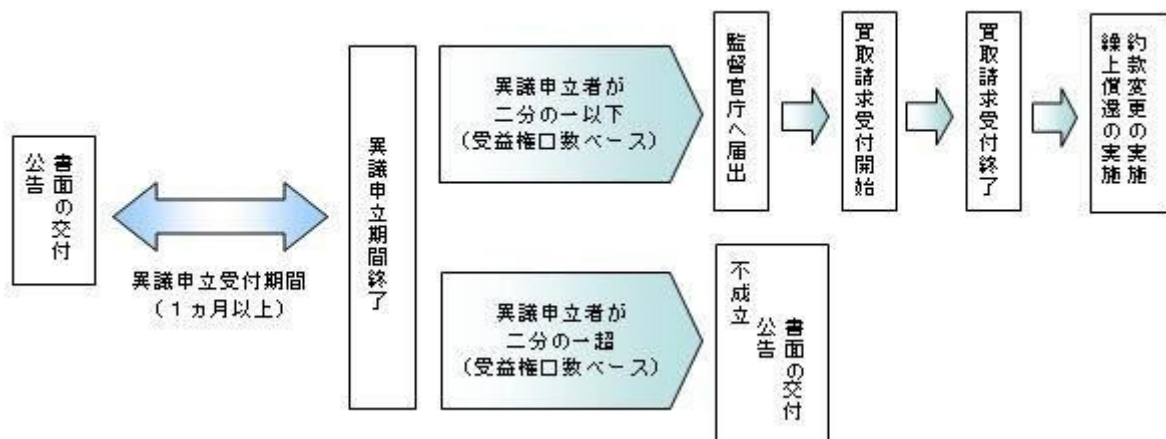
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行なわない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ＞



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
- ・ 法令で定められた所要の要件^{※1}を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法^{※2}により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
 - ※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行いません。
 - ※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
- ・ 運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。
ホームページ アドレス www.amova-am.com

- ⑦ 関係法人との契約について
販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

- (1) 収益分配金・償還金受領権
- ・ 受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
 - ・ ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。
- (2) 解約請求権
- 受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。
- (3) 帳簿閲覧権
- 受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、2025年12月16日から2026年 6月15日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025年12月15日現在	当期 2026年 6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	82,142,784	72,963,252
投資信託受益証券	1,184,067,773	1,121,994,338
投資証券	1,370,378,800	1,314,121,700
親投資信託受益証券	816,196,879	769,799,521
未収入金	11,539,162	24,760,599
未収配当金	11,747,690	10,156,213
未収利息	1,094	1,479
流動資産合計	3,476,074,182	3,313,797,102
資産合計	3,476,074,182	3,313,797,102
負債の部		
流動負債		
未払金	13,138,168	20,156,526
未払収益分配金	3,466,415	3,291,528
未払解約金	414,817	-
未払受託者報酬	175,348	182,394
未払委託者報酬	2,747,229	2,857,675
その他未払費用	11,680	12,151
流動負債合計	19,953,657	26,500,274
負債合計	19,953,657	26,500,274
純資産の部		
元本等		
元本	3,466,415,818	3,291,528,398
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,295,293	△4,231,570
（分配準備積立金）	305,461,130	418,144,708
元本等合計	3,456,120,525	3,287,296,828
純資産合計	3,456,120,525	3,287,296,828
負債純資産合計	3,476,074,182	3,313,797,102

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2025年 6月17日 至 2025年12月15日	当期 自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
営業収益		
受取配当金	36,211,004	35,930,359
受取利息	175,900	235,916
有価証券売買等損益	389,681,147	10,966,827
営業収益合計	426,068,051	47,133,102
営業費用		
受託者報酬	1,106,352	1,118,575
委託者報酬	17,333,872	17,525,232
その他費用	73,693	74,512
営業費用合計	18,513,917	18,718,319
営業利益又は営業損失（△）	407,554,134	28,414,783
経常利益又は経常損失（△）	407,554,134	28,414,783
当期純利益又は当期純損失（△）	407,554,134	28,414,783
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	475,546	111,049
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△401,283,181	△10,295,293
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,453,343	399,051
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,453,343	311,376
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	87,675
剰余金減少額又は欠損金増加額	418,143	2,510,465
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	2,501,974
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	418,143	8,491
分配金	21,125,900	20,128,597
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,295,293	△4,231,570

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

	前期 2025年12月15日現在	当期 2026年 6月15日現在
1. 期首元本額	3,575,436,599円	3,466,415,818円
期中追加設定元本額	7,453,685円	6,572,268円
期中一部解約元本額	116,474,466円	181,459,688円
2. 受益権の総数	3,466,415,818口	3,291,528,398口
3. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	10,295,293円	4,231,570円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025年 6月17日 至 2025年12月15日	当期 自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 625,614円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 640,109円
2. 分配金の計算過程 自 2025年 6月17日 至 2025年 7月15日	2. 分配金の計算過程 自 2025年12月16日 至 2026年 1月15日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 9,863,540円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,944,799円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 118,165,920円
C 信託約款に定める収益調整金 66,279,500円	C 信託約款に定める収益調整金 64,307,011円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 178,983,330円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 302,778,640円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 255,126,370円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 496,196,370円
F 分配対象収益 (1万口当たり) 715円	F 分配対象収益 (1万口当たり) 1,444円
G 分配金額 3,567,717円	G 分配金額 3,436,248円
H 分配金額 (1万口当たり) 10円	H 分配金額 (1万口当たり) 10円
自 2025年 7月16日 至 2025年 8月15日	自 2026年 1月16日 至 2026年 2月16日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 4,892,254円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 3,833,345円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円
C 信託約款に定める収益調整金 66,259,126円	C 信託約款に定める収益調整金 64,192,298円
D 信託約款に定める分配準備積立 金 184,973,369円	D 信託約款に定める分配準備積立 金 426,707,312円
E 分配対象収益 (A+B+C+D) 256,124,749円	E 分配対象収益 (A+B+C+D) 494,732,955円
F 分配対象収益 (1万口当たり) 718円	F 分配対象収益 (1万口当たり) 1,445円
G 分配金額 3,562,885円	G 分配金額 3,422,971円
H 分配金額 (1万口当たり) 10円	H 分配金額 (1万口当たり) 10円
自 2025年 8月16日 至 2025年 9月16日	自 2026年 2月17日 至 2026年 3月16日
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 10,184,427円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益 6,167,598円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 6,744,326円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益 0円
C 信託約款に定める収益調整金 65,895,435円	C 信託約款に定める収益調整金 62,921,023円

D	信託約款に定める分配準備積立金	185,088,684円	D	信託約款に定める分配準備積立金	417,875,985円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	267,912,872円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	486,964,606円
F	分配対象収益（1万口当たり）	756円	F	分配対象収益（1万口当たり）	1,454円
G	分配金額	3,539,795円	G	分配金額	3,348,219円
H	分配金額（1万口当たり）	10円	H	分配金額（1万口当たり）	10円
	自 2025年 9月17日 至 2025年10月15日			自 2026年 3月17日 至 2026年 4月15日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	7,472,413円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,954,300円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	11,507,351円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	65,382,595円	C	信託約款に定める収益調整金	62,592,868円
D	信託約款に定める分配準備積立金	196,748,046円	D	信託約款に定める分配準備積立金	417,537,093円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	281,110,405円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	484,084,261円
F	分配対象収益（1万口当たり）	801円	F	分配対象収益（1万口当たり）	1,456円
G	分配金額	3,508,576円	G	分配金額	3,323,553円
H	分配金額（1万口当たり）	10円	H	分配金額（1万口当たり）	10円
	自 2025年10月16日 至 2025年11月17日			自 2026年 4月16日 至 2026年 5月15日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	8,173,201円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	3,464,626円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	89,560,570円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	64,931,550円	C	信託約款に定める収益調整金	62,399,230円
D	信託約款に定める分配準備積立金	210,521,757円	D	信託約款に定める分配準備積立金	415,888,825円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	373,187,078円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	481,752,681円
F	分配対象収益（1万口当たり）	1,072円	F	分配対象収益（1万口当たり）	1,457円
G	分配金額	3,480,512円	G	分配金額	3,306,078円
H	分配金額（1万口当たり）	10円	H	分配金額（1万口当たり）	10円
	自 2025年11月18日 至 2025年12月15日			自 2026年 5月16日 至 2026年 6月15日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,373,974円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	7,311,623円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	1,066,669円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	64,766,205円	C	信託約款に定める収益調整金	62,262,019円
D	信託約款に定める分配準備積立金	303,486,902円	D	信託約款に定める分配準備積立金	414,124,613円
E	分配対象収益（A+B+C+D）	373,693,750円	E	分配対象収益（A+B+C+D）	483,698,255円
F	分配対象収益（1万口当たり）	1,078円	F	分配対象収益（1万口当たり）	1,469円
G	分配金額	3,466,415円	G	分配金額	3,291,528円
H	分配金額（1万口当たり）	10円	H	分配金額（1万口当たり）	10円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025年 6月17日 至 2025年12月15日	当期 自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025年12月15日現在	当期 2026年 6月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
前期（2025年12月15日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	8,868,770
投資証券	△30,332,825
親投資信託受益証券	24,444,555
合計	2,980,500

当期（2026年 6月15日現在）
売買目的有価証券

（単位：円）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	15,119,700
投資証券	△4,212,519
親投資信託受益証券	10,697,682
合計	21,604,863

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前期 2025年12月15日現在		当期 2026年 6月15日現在	
1口当たり純資産額	0.9970円	1口当たり純資産額	0.9987円
(1万口当たり純資産額)	(9,970円)	(1万口当たり純資産額)	(9,987円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Amova GNMA Fund	804,239,365	1,121,994,338	
投資信託受益証券 合計		804,239,365	1,121,994,338	
投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	423	64,465,200	
	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	576	78,048,000	
	G L P投資法人 投資証券	704	95,251,200	
	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	626	53,335,200	
	日本リート投資法人 投資証券	627	53,671,200	
	スターアジア不動産投資法人 投資証券	1,189	65,395,000	

MIRARTH不動産投資法人 投資証券	400	33,280,000	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	320	39,712,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	501	58,166,100	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	1,054	119,102,000	
オリックス不動産投資法人 投資証券	1,179	112,712,400	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	613	58,480,200	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	444	72,194,400	
森トラストリート投資法人 投資証券	943	69,687,700	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	1,429	89,312,500	
KDX不動産投資法人 投資証券	683	107,504,200	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	534	49,715,400	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	1,191	94,089,000	
投資証券 合計	13,436	1,314,121,700	
親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	145,531,813	489,307,061
	日本高配当利回り株式マザーファンド	49,021,717	280,492,460
親投資信託受益証券 合計		194,553,530	769,799,521
合計		998,806,331	3,205,915,559

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「Amova GNMA Fund」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「高金利先進国債券マザーファンド」「日本高配当利回り株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

Amova GNMA Fund

同投資信託はケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2025年1月1日から2025年12月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「財政状態計算書」およびそれに続く「包括利益計算書」などは、委託会社が同投資信託の管理会社から入手した2025年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

Amova GNMA Fund<旧名称：Nikko GNMA Fund>（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）

財政状態計算書

2025年12月31日現在

（日本円で表示）

		2025年 日本円
資産		
損益を通じて公正価値評価される金融資産		1,190,441,664
現金		12,877,521
資産合計		1,203,319,185
負債		
未払費用		5,751,531
負債合計（買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く）		5,751,531

1,197,567,654

買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産

1口当たり純資産価額 - 発行済受益証券869,487,277口の1口当たり発行および買戻価格

1.38

Amova GNMA Fund<旧名称：Nikko GNMA Fund>（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）

包括利益（損失）計算書

2025年12月31日に終了した会計期間

（日本円で表示）

	2025年 日本円
収益	
損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る受取利息	37,840,530
損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る実現純利益	24,531,030
外貨換算に係る実現純利益	44,073
デリバティブ資産および負債に係る実現純利益	131,323
損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る未実現利益の純変動額	29,767,486
外貨換算に係る未実現（損）益の純変動額	(68,239)
純収益合計	92,246,203
費用	
保管、管理報酬	10,621,496
投資運用報酬	3,940,009
受託者報酬	3,598,574
専門家報酬	3,434,496
登録費用	3,030,427
運用報酬	562,859
その他の報酬	600,059
運用費用合計	25,787,920
金融費用	
買戻可能受益証券の受益者に対する分配金	(12,002,725)
包括利益合計	54,455,558

Amova GNMA Fund<旧名称：Nikko GNMA Fund>（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）

財務諸表に対する注記

2025年12月31日現在

2 重要な会計方針の要約

当該財務諸表を作成するに当たって適用された重要な会計方針については以下に開示している。別段の記載がない限り、これらの方針は、表示されているすべての年度において継続的に適用されている。

作成基準

当ファンドの財務諸表は、国際会計基準審議会が発行したIFRS会計基準に準拠して作成されている。財務諸表は取得原価主義に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）を再評価することにより、修正される。

IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成に際し、経営者は、決算日現在の資産および負債の計上金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに決算期間における収益および費用の計上金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うよう要求されている。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

以下は、重要な会計方針の要約である。

a) 2025年1月1日から実施される基準および既存の基準に対する修正

2025年1月1日以降に始まる年度に実施されている基準、基準の修正または解釈のうち、当ファンドの財務諸表に重大な影響を与えるものはない。

b) 2025年1月1日から実施され早期適用されていない新基準、修正および解釈

多くの新基準、基準の修正および解釈が2025年1月1日以降に始まる年度に実施されているが、当該財務諸表の作成には早期適用されていない。これらはいずれもファンドの財務諸表に重大な影響を与えないと思われる。

c) 投資

(1) 分類

当ファンドは、金融資産および金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の管理に関する当ファンドのビジネスモデルの両方に基づきその投資を分類している。金融資産のポートフォリオは管理され、パフォーマンスは公正価値に基づき評価される。当ファンドは、主に公正価値情報に重点を置き、その情報を資産のパフォーマンスを評価し決定を行うために使用する。当ファンドは、その他の包括利益を通じて公正価値評価されるものとして持分証券を取消不能で指定する選択をしていない。当ファンドの債務証券の契約上のキャッシュ・フローは、元本および利息のみであるが、当該証券は、契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有しておらず、契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方の目的でも保有していない。契約上のキャッシュ・フローの回収は単に当ファンドのビジネスモデルの目的の達成に付随的なものである。したがって、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定される。

当ファンドは、市場価格の下落を見越して借り入れた有価証券を売る空売りを行っており、または様々な裁定取引のために空売りを利用する場合がある。空売りは売買目的保有であるため、損益を通じて公正価値評価される金融負債に分類される。負の公正価値を有するデリバティブ契約は、損益を通じて公正価値評価される負債として表示される。

したがって、当ファンドは、モーゲージ資産担保証券およびデリバティブへの投資を「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」に分類している。

(2) 認識、認識の中止、測定

投資における通常売買取引は、約定日に認識される。約定日とは投資対象の売買契約を行った日を指す。損益を通じた公正価値で評価される金融資産および金融負債は公正価値で当初認識される。取引費用は、発生時に包括利益（損失）計算書に費用計上される。

金融資産は、その投資からキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、または当ファンドが所有権に係る実質的なすべてのリスクと便益を移転した場合に認識を終了する。

当初認識後、損益を通じて公正価値評価されるすべての金融資産および金融負債は公正価値で測定される。「損益を通じて公正価値評価される金融資産または金融負債」の公正価値の変動に起因する損益は、発生した年度の包括利益（損失）計算書の「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債に係る未実現（損）益の純変動額」および「デリバティブ資産および負債に係る未実現（損）益の純変動額」に表示される。買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産についてのファンドの義務は、買戻し額として表示される。その他の金融資産および負債は償却原価で測定される。

(3) 見積公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者の間の秩序ある取引において資産を売却した場合に受領し、負債を移転する場合に支払うであろう価格である。活発な市場で取引される金融商品の公正価値（公開市場で取引されるデリバティブおよび売買目的有価証券等）は財務報告日における市場価格に基づく。ファンドの公正価値評価のためのインプットは、最終取引価格が売買スプレッドの間に入る場合には金融資産および金融負債の両方について最終取引市場価格を使用する。最終取引価格が売買スプレッドの間に入らない状況では、公正価値を最もよく代表している売買スプレッドの中の値を経営陣が決定する。

d) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、かつ、差額決済を行う意思がある場合、または資産の換金および負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書に計上される。

e) ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金とは、それぞれ財務報告日において約定はされているが、決済もしくは受け渡しが無済の有価証券売却に係る未収金および有価証券購入に係る未払金をいう。これらの金額は公正価値で当初認識され、その後は償却原価で測定される。

f) 償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失

各報告日に、信用リスクが当初認識以降大幅に増加している場合、当ファンドは残存期間の予想信用損失に相当する金額でブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金を測定する。報告日に、信用リスクが当初認識以降大幅に増加していない場合、当ファンドは12ヵ月間の予想信用損失に相当する金額で減損に対する引当金を測定する。ブローカーが重大な財政的困難に陥っている、倒産もしくは財政的な会社整理の可能性がある、および債務不履行などの要因が見られる場合、ファンドが未収

金の減損を引き当てる指標となる。

g) 未払費用

ファンドに直接帰属する費用は、発生主義で計上される。

h) 買戻可能受益証券

ファンドは買戻可能受益証券を発行する。この買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻し可能であり、金融負債として分類されている。買戻可能受益証券に係る権利には、毎月、各分配期間に係る分配を円建てで行う契約上の義務が含まれている。分配は公表日時点における受益者に対してファンドの投資純利益から支払われる。また、受託会社は投資顧問会社と相談の上、分配に使用可能な実現純キャピタルゲインの支払いを認めることもある。従って、持続的な買戻しの特性は受益証券の唯一の契約上の義務ではない。

買戻可能受益証券は、任意の時点において、ファンドの純資産価額に対する比例持分に相当する現金との交換によってファンドに戻すことができる。買戻可能受益証券の受益者が買戻可能受益証券をファンドに戻す権利を行使した場合、買戻可能受益証券は買戻金額で計上され財務報告日に支払われる。

買戻しは、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産および受益証券1口当たり純資産価額を用いて実行される。受益証券1口当たり純資産価額は、評価日の入手可能な最終取引価格に基づいて評価された金融資産および金融負債に基づいている。買戻可能受益証券の発行および買戻しは、買戻可能受益証券の受益者の選択によって、発行または買戻しの時点におけるファンドの受益証券1口当たり純資産価額に基づいた価格で行われる。ファンドの受益証券1口当たり純資産価額は、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産合計額を買戻可能受益証券の発行済総数で除すことによって計算される。

i) 外貨建取引

(1) 機能通貨および報告通貨

ファンドの主要な活動は、米ドル建てのGNMAモーゲージ担保パス・スルー証券への投資である。しかし、ファンドの受益証券の購入および買戻しにおける通貨は、日本円である。ファンドのパフォーマンスの評価および投資家への報告は日本円にて行われる。受託会社は、裏付けとなる取引、事象および状況による経済効果を最も正確に表示する通貨は日本円であるとしている。財務諸表はファンドの機能通貨および報告通貨である日本円にて表示されている。

(2) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建資産および負債は、財務報告日における一般的な為替レートを用いて機能通貨に換算される。

現金ならびにその他の金融資産および負債（下記に注記のものを除く）に関する為替損益は、「外貨換算に係る実現純（損）益」および「外貨換算に係る未実現利益（損失）の純変動額」として包括利益（損失）計算書の中で表示される。

デリバティブ資産および負債に関する為替損益は、包括利益（損失）計算書の「デリバティブ資産および負債に係る実現純利益」ならびに「デリバティブ資産および負債に係る未実現利益の純変動額」に表示される。損益を通じて公正価値評価される金融資産に関する為替損益は、包括利益（損失）計算書の「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債に係る実現純利益」ならびに「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債に係る未実現利益の純変動額」に表示される。

j) 現金

現金とは、手元現金ならびに銀行預金および保管会社預け金である。

k) 損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る受取利息

受取利息は、実効金利法を用いて期間比例で認識される。損益を通じて公正価値評価される金融資産に係る受取利息には、債務証券に係る受取利息ならびに現金および現金同等物に係る受取利息が含まれる。

l) 分配

信託約款に基づく買戻可能受益証券の受益者に対する分配は、分配落ち日に計上され、毎月後払いで支払われる。分配はファンドの純投資収益から支払われ、受託会社は、マネージャーと協議した上で、分配のための実現純キャピタルゲインの支払いを承認する。分配金は未払金として財政状態計算

書に計上される。分配は分配期間最終日の翌月の5暦日目に当たる日に毎月公表される。買戻可能受益証券の受益者に対する分配は、包括利益（損失）計算書の金融費用として計上され、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産の減少をもたらす。

m) 税金

ファンドは実質的にすべてケイマン諸島を除く国々に国籍を有する事業体の発行する有価証券に投資する。これらの外国の多くには、ファンドのような非居住者に適用可能なキャピタルゲイン課税を示唆する税法が存在する。通常、これらのキャピタルゲイン課税は自己査定ベースで決定する必要があるため、ファンドのブローカーはそのような税金を源泉徴収しない可能性がある。

外国の税法が当該国を源泉とするファンドのキャピタルゲインについて税金債務を査定することを要求する可能性が高い場合、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に従い、ファンドは、関係税務当局がすべての事実および状況を完全に把握していることを前提として、税金債務を認識する必要がある。その場合、税金債務は、決算期間末日までに制定されたまたは実質的に制定された税法および税率を用いて、関係税務当局に支払義務があると予想される金額で測定される。制定された税法がオフショア投資ファンドに適用される方法に不確実性が存在する場合もある。そのため、最終的にファンドが税金債務を支払うか否かについて不確実性が発生する。従って、不確実な税金債務を測定する場合、経営者は支払いの可能性に影響を与え得るその時点で入手可能なすべての関係する事実および状況（関係税務当局の公式または非公式の慣行を含む）を検討する。

2025年12月31日現在、外国キャピタルゲイン課税に関して、ファンドは不確実な税金債務としてゼロ円（2024年度：ゼロ円）を測定した。これはファンドの最善の見積りであるが、見積価額が最終支払額と大幅に違う可能性がある。

n) レポ取引

ファンドはレポ取引を行っているが、これは実質的に通常は有価証券を担保とする短期の融資取引である。レポ取引は有価証券を購入して即座に現金で決済し、取引相手が一定期間後に上乗せされた価格で買い戻すことを取り決めた取引である。価格の差は、取引相手が取引期間中に使用するためにファンドから借りた現金に対する利息となる。

レポ取引の取引相手はリバース・レポ取引、すなわち一定期間後に買い戻すことを条件に有価証券を売却する取引を行う。

ファンドはレポ取引を行う際、裏付けとなる担保を占有する。取引相手が、買戻しに際しデフォルトを起こした場合、ファンドは、当該担保証券の売却金額と当該レポ契約の買戻価格との差額の範囲内において、損失を被る可能性がある。レポ取引は、償却原価により、関連する未収利息とは区別して計上される。

2025年12月31日現在、当ファンドに未決済レポ取引はない。

o) 先物契約

先物契約は、特定量の原資産を将来の特定の日に購入もしくは売却する、または証券指数の値に基づいて現金の支払いを行うか受領する合意である。購入および売却が行われる価格はファンドが契約を締結する時に固定される。そのような契約を締結する際、ファンドは取引所の最低「初期証拠金」要件に等しい額の現金または流動的証券をブローカーに差し入れることが要求される。先物契約は毎日時価評価され、関連する評価益または評価損は、それぞれデリバティブ資産または負債として計上される。未収証拠金および未払証拠金は、定期的に決済される。これら毎日の評価をファンドは未実現利益または損失として計上し、包括利益（損失）計算書の中の「デリバティブ資産および負債に係る未実現利益の純変動額」に含める。

契約が決済された時、当ファンドは契約開始時の契約の価値と決済時の価値との差異に等しい実現利益または損失を計上し、「デリバティブ資産および負債に係る実現純利益」に含める。ファンドは、既存のポートフォリオの証券またはファンドが購入を意図している証券について、実勢市場金利の変動または証券の値動きから生じる価値の変動をヘッジすることを目的に先物契約に投資する。先物取引の利用には、先物契約の価格、金利、およびヘッジ対象の原資産の動きの相関性が不完全であるというリスクを伴う。

2025年12月31日現在、当ファンドに未決済先物契約はない。

p) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値評価される金融資産または金融負債を獲得するために発生する費用である。取引費用には、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる手数料が含まれる。取引費用は発生次第費用として損益で認識される。

q) 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

ファンドは、ファンドが投資するモーゲージ担保证券（MBS）を非連結のストラクチャード・エンティティとしている。この決定は、証券化商品、資産担保证券およびモーゲージ担保证券への投資が、IFRS会計基準第12号「非連結のストラクチャード・エンティティに対する投資」により非連結のストラクチャード・エンティティに対する持分として開示を求められるという事実に基づいている。モーゲージ担保证券は住宅または商業モーゲージ・ローン・プールから組成されており、ここには貯蓄貸付組合、モーゲージ・バンカー、商業銀行その他が組成するモーゲージ・ローンが含まれている。

ファンドは以下の商品に投資を行うことがある：米国政府および政府関係機関の短期債、手形および長期債、政府住宅抵当金庫（GNMA）、連邦住宅抵当金庫（FNMA）、連邦住宅貸付抵当公社（FHLMC）およびその他の連邦政府関係機関が発行するか、これらが保証を行う米国政府系モーゲージ担保パス・スルー証券。ここには不動産モーゲージ投資コンディット（REMICs）も含まれる。ファンドは主に米ドル建てGNMAモーゲージ資産担保证券に投資している。これらの証券の毎月の支払いは、金利および元本の両方で構成されることがある。

2025年12月31日現在、財政状態計算書の「損益を通じて公正価値評価される金融資産」に含まれるモーゲージ担保证券の簿価は1,166,788,728円（2024年度：1,126,858,883円）だった。またこの金額は、この日における損失の最大エクスポージャーも示している。財政状態計算書の「損益を通じて公正価値評価される金融負債」に含まれるモーゲージ担保证券の簿価はゼロ円（2024年度：ゼロ円）だった。モーゲージ担保证券の公正価値の変動額は、包括利益（損失）計算書の「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債に係る未実現利益の純変動額」に含まれている。

r) TBA証券

金融資産にはTBA証券（TBA）が含まれる。TBA証券は一般的に発行の1ヵ月から3ヵ月前に販売され、裏付けモーゲージ証券プールの確定は事後となるが、利息支払条件は事前に決定されている。裏付けモーゲージ証券プールの確定は決済の直前に行われ、特定の属性要件を満たす必要がある。従って、TBA証券は期末時点で満期が未知であり、満期日未定として開示される。

一般的に、TBA取引では、引き渡される実際の証券を指定せず概算の元本金額のみを含むが、引き渡される証券は、発行体、金利、裏付けモーゲージ証券プールの現在の未払元本金額など、業界ガイドラインによって定義された特定の条件を満たさなければならない。ファンドは、裏付けとなるMBSを入手するか引き渡す目的でTBA取引を行う。裏付け証券の価値が変化した場合、または取引先が契約を履行しない、もしくは発行者が政治、経済、その他の要因により証券を発行しない場合には、損失が発生する可能性がある。

3 公正価値情報

ファンドは公正価値測定を、測定を行う際に用いられたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて分類する。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 活発な市場における同一の金融資産または負債に対する市場価格（無修正）（レベル1）
- レベル1に含まれる市場価格以外で、金融資産または負債に対して直接的に（つまり、市場価格として）または間接的に（つまり、市場価格から導出して）観察可能なインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない金融資産または負債についてのインプット（つまり、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、その全体としての公正価値測定に対して重要な最低レベルのインプットを基本として判定する。そのため、全体としての公正価値測定に対するインプットの重要性が評価される。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づいた重要な修正を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、その測定はレベル3である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価には、判断が要求され、当該金融資産または金融負債に固有の要因を検討する必要がある。

何が「観察可能」なものに該当するかの判定には、ファンドによる重大な判断が要求される可能性がある。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼できかつ検証可能で、専有財産によるものではなく、かつ関係する市場に活発にかかわっている独立の情報源から提供されている市場データを、観察可能データと見なす。

次の表は、2025年12月31日現在および2024年12月31日現在の公正価値で測定したファンドの金融資産および負債を公正価値ヒエラルキーに従って分析したものである。

2025年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計 ¥
----	-----------	-----------	-----------	---------

損益を通じて公正価値評価される金融

資産				
モーゲージ担保証券	-	1,166,788,728	-	1,166,788,728
国債	-	23,652,936	-	23,652,936
損益を通じて公正価値評価される金融				
資産合計	-	1,190,441,664	-	1,190,441,664

2024年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計 ¥
損益を通じて公正価値評価される金融				
資産				
モーゲージ担保証券	-	1,126,858,883	-	1,126,858,883
国債	-	3,197,810	-	3,197,810
損益を通じて公正価値評価される金融				
資産合計	-	1,130,056,693	-	1,130,056,693

関連する有価証券またはデリバティブが活発に取引されており市場価格がある場合、公正価値はレベル1に分類される。レベル1に分類された金融商品がその後、活発に取引されなくなった場合、当該金融商品はレベル1から振り替えられる。その場合、その公正価値の測定に重要かつ観察不能なインプットの使用が必要な場合（その場合はレベル3に再分類される）を除き、当該金融商品はレベル1からレベル2に再分類される。

2025年12月31日および2024年12月31日に終了した会計期間において、ファンドはレベル1、レベル2、レベル3の再分類を一切行っていない。

価値が活発な市場での市場価格に基づき、従ってレベル1に分類される投資には、取引所での取引がなされているデリバティブが含まれる。ファンドは、これらの商品の市場価格を修正していない。

活発と見なされない市場で取引されているが市場価格、ディーラー呼値、または観察可能なインプットを根拠とする代替的価格情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類される。これには、上場モーゲージ担保証券、国債および店頭デリバティブが含まれる。レベル2の投資商品には活発な市場で取引されていないおよび／または譲渡制限があるポジションが含まれるため、評価は流動性および／または譲渡不能性を反映して調整されることがあり、通常これは入手可能な市場情報に基づいて行われる。

取引の頻度が低いため、レベル3に分類される投資のインプットは重要かつ観察不能である。これらの証券には観察可能な価格が利用できないため、ファンドは公正価値を導出するための評価方法を使用する。ファンドは2025年および2024年の12月31日時点においてレベル3に分類される投資を保有していない。

Amova GNMA Fund<旧名称：Nikko GNMA Fund>（アモーヴァ・ジニーメイ・ファンド）**未監査投資明細表****2025年12月31日現在**

2025年12月31日現在の投資明細表は、以下の通りである。

額面金額	銘柄	利率	満期日	公正価値
損益を通じて公正価値評価される金融資産				
モーゲージ担保証券- 97.43%				
1,344	Ginnie Mae II Pool 003722	4.5000 %	06/20/2035	¥ 213,885
6,830	Ginnie Mae II Pool 004540	4.5000	09/20/2039	1,083,802
18,643	Ginnie Mae II Pool 004636	4.5000	02/20/2040	2,958,438
5,516	Ginnie Mae II Pool 004656	4.0000	03/20/2040	845,762
22,154	Ginnie Mae II Pool 004834	4.5000	10/20/2040	3,515,459
21,875	Ginnie Mae II Pool 005232	3.5000	11/20/2041	3,251,753
38,436	Ginnie Mae II Pool 005233	4.0000	11/20/2041	5,877,915
71,045	Ginnie Mae II Pool 005258	3.5000	12/20/2041	10,561,171
235,138	Ginnie Mae II Pool MA0533	3.0000	11/20/2042	34,322,654
13,334	Ginnie Mae II Pool MA0784	4.0000	02/20/2043	2,039,031
32,846	Ginnie Mae II Pool MA1377	4.5000	10/20/2043	5,164,622
18,441	Ginnie Mae II Pool MA1839	4.0000	04/20/2044	2,805,616
21,881	Ginnie Mae II Pool MA1921	4.5000	05/20/2044	3,440,487
10,435	Ginnie Mae II Pool MA2602	4.0000	02/20/2045	1,587,156
66,435	Ginnie Mae II Pool MA2679	4.0000	03/20/2045	10,104,950
88,578	Ginnie Mae II Pool MA2753	3.0000	04/20/2045	12,753,095
78,985	Ginnie Mae II Pool MA3033	3.0000	08/20/2045	11,332,704
228,122	Ginnie Mae II Pool MA3172	3.0000	10/20/2045	32,802,071
72,239	Ginnie Mae II Pool MA3243	3.0000	11/20/2045	10,386,527
12,378	Ginnie Mae II Pool MA3311	4.0000	12/20/2045	1,879,615

28,794	Ginnie Mae II Pool	MA3377	4.0000	01/20/2046	4,374,699
198,930	Ginnie Mae II Pool	MA3873	3.0000	08/20/2046	28,515,081
95,323	Ginnie Mae II Pool	MA4004	3.5000	10/20/2046	13,966,257
98,695	Ginnie Mae II Pool	MA4195	3.0000	01/20/2047	14,156,354
461,977	Ginnie Mae II Pool	MA4198	4.5000	01/20/2047	72,506,630
48,723	Ginnie Mae II Pool	MA4453	4.5000	05/20/2047	7,630,610
67,462	Ginnie Mae II Pool	MA4586	3.5000	07/20/2047	9,865,517
36,244	Ginnie Mae II Pool	MA4652	3.5000	08/20/2047	5,319,571
27,675	Ginnie Mae II Pool	MA4901	4.0000	12/20/2047	4,191,830
57,219	Ginnie Mae II Pool	MA5137	4.0000	04/20/2048	8,637,993
101,495	Ginnie Mae II Pool	MA5398	4.0000	08/20/2048	15,334,114
50,851	Ginnie Mae II Pool	MA5931	4.0000	05/20/2049	7,658,648
16,205	Ginnie Mae II Pool	MA5985	3.5000	06/20/2049	2,356,982
25,265	Ginnie Mae II Pool	MA6219	3.5000	10/20/2049	3,687,956
407,528	Ginnie Mae II Pool	MA6655	2.5000	05/20/2050	55,504,455
362,499	Ginnie Mae II Pool	MA6855	2.5000	09/20/2050	48,492,994
81,146	Ginnie Mae II Pool	MA7195	3.5000	02/20/2051	11,784,833
211,186	Ginnie Mae II Pool	MA7257	3.5000	03/20/2051	30,663,757
284,222	Ginnie Mae II Pool	MA7591	3.5000	09/20/2051	41,109,448
276,765	Ginnie Mae II Pool	MA7649	2.5000	10/20/2051	37,613,815
551,347	Ginnie Mae II Pool	MA7988	3.0000	04/20/2052	78,131,279
652,812	Ginnie Mae II Pool	MA7977	2.0000	04/20/2052	83,040,764
806,437	Ginnie Mae II Pool	MA8097	2.5000	06/20/2052	109,598,322
1,312,709	Ginnie Mae II Pool	MA8096	2.0000	06/20/2052	171,082,712
232,399	Ginnie Mae II Pool	MA8266	3.5000	09/20/2052	33,792,714
721,365	Ginnie Mae II Pool	MA9849	4.5000	08/20/2054	110,844,680
モーゲージ担保証券合計（取得原価- ￥994,888,909）					￥ 1,166,788,728
145,000	米国中期国債	国債- 1.98%	4.6250	% 04/30/2029	23,652,936
国債合計（取得原価 - ￥21,582,343）					23,652,936
損益を通じて公正価値評価される金融資産合計					1,190,441,664

国籍	取得原価	公正価値	純資産に占める割合 (%)
米国	￥ 1,016,471,252	￥ 1,190,441,664	99.4 %
損益を通じて公正価値評価される金融資産合計	￥ 1,016,471,252	￥ 1,190,441,664	99.4 %
投資合計		￥ 1,190,441,664	99.4 %

(参考)

高金利先進国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	22,503,559	191,946,226
コール・ローン	17,051,268	12,973,519
国債証券	14,782,709,925	13,540,700,442
地方債証券	3,817,757,228	3,539,554,860
特殊債券	361,643,569	712,442,009
未収利息	140,668,035	150,320,580
前払費用	35,034,066	22,333,898
流動資産合計	19,177,367,650	18,170,271,534
資産合計	19,177,367,650	18,170,271,534
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,487,916	2,324,639
流動負債合計	4,487,916	2,324,639

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
負債合計	4,487,916	2,324,639
純資産の部		
元本等		
元本	6,106,148,947	5,403,527,873
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	13,066,730,787	12,764,419,022
元本等合計	19,172,879,734	18,167,946,895
純資産合計	19,172,879,734	18,167,946,895
負債純資産合計	19,177,367,650	18,170,271,534

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
1. 期首	2025年 6月17日	2025年12月16日
期首元本額	6,456,085,980円	6,106,148,947円
期首からの追加設定元本額	30,018,529円	17,958,151円
期首からの一部解約元本額	379,955,562円	720,579,225円
元本の内訳 ※		
利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	164,571,323円	145,531,813円
高金利先進国ソブリン債券ファンド（適格機関投資家向け）	1,040,006,663円	711,189,405円
先進国ハインカムオープン（適格機関投資家向け）	1,483,577,501円	1,467,569,427円
P F 先進国ハインカムファンド 2005-04 （適格機関投資家転売制限付）	197,373,518円	194,946,540円
P F 先進国ハインカムファンド 2005-06Q （適格機関投資家転売制限付）	76,255,750円	－円
P F 先進国ハインカムファンド 2005-06 （適格機関投資家向け）	196,429,545円	194,005,920円
P F 先進国ハインカムファンド 2005-08Q （適格機関投資家転売制限付）	304,347,318円	262,826,565円
P F 先進国ハインカムファンド 2005-10Q （適格機関投資家転売制限付）	229,533,091円	226,616,739円
P F 先進国ハインカムファンド 2005-11 （適格機関投資家向け）	196,052,722円	193,639,284円
P F 先進国ハインカムファンド 2006-03M （適格機関投資家転売制限付）	594,395,851円	587,134,002円
P F 先進国ハインカムファンド 2007-05M （適格機関投資家転売制限付）	74,548,634円	－円
P F 先進国ハインカムファンド 2007-08Q （適格機関投資家転売制限付）	74,467,190円	－円
P F 先進国ハインカムファンド 2007-12M （適格機関投資家転売制限付）	190,332,636円	187,938,947円
P F 先進国ハインカムファンド 2008-02M （適格機関投資家転売制限付）	303,577,690円	299,785,809円
P F 先進国ハインカムファンド 2013-03M （適格機関投資家転売制限付）	36,796,696円	－円

P F 先進国ハイインカムファンド（適格機関投資家向け）	2 0 1 4－0 6 M	182,206,234円	180,023,410円
P F 先進国ハイインカムファンド（適格機関投資家向け）	2 0 1 4－0 7 M	180,247,619円	178,071,554円
P F 先進国ハイインカムファンド（適格機関投資家向け）	2 0 1 4－1 2 M	196,623,389円	194,189,705円
P F 先進国ハイインカムファンド（適格機関投資家向け）	2 0 1 5－0 9 M	384,805,577円	380,058,753円
計		6,106,148,947円	5,403,527,873円
2. 受益権の総数		6,106,148,947口	5,403,527,873口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額
（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2025年 6月17日 至 2025年12月15日	自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（2025年12月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△4,698,393
地方債証券	38,416,374
特殊債券	△3,888,594
合計	29,829,387

（2026年 6月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△80,617,828

地方債証券	17,503,933
特殊債券	1,650,025
合計	△61,463,870

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

2025年12月15日現在		2026年 6月15日現在	
1口当たり純資産額	3.1399円	1口当たり純資産額	3.3622円
(1万口当たり純資産額)	(31,399円)	(1万口当たり純資産額)	(33,622円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式
該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	TREASURY BILL-0.0%-26/09/03	1,330,000.00	1,319,298.82	
		US TREASURY N/B-5.25%-29/02/15	200,000.00	206,226.40	
		US TREASURY N/B-5.375%-31/02/15	500,000.00	525,351.50	
		US TREASURY N/B-3.375%-33/05/15	400,000.00	377,140.40	
		US TREASURY N/B-4.5%-33/11/15	1,750,000.00	1,765,174.25	
		US TREASURY N/B-4.25%-34/11/15	285,000.00	281,637.85	
		US TREASURY N/B-4.25%-35/05/15	1,680,000.00	1,656,407.76	
		US TREASURY N/B-4.625%-40/02/15	1,350,000.00	1,336,605.30	
		US TREASURY N/B-4.375%-40/05/15	1,700,000.00	1,636,714.10	
		US TREASURY N/B-2.375%-42/02/15	2,200,000.00	1,596,245.20	
		US TREASURY N/B-3.375%-42/08/15	450,000.00	373,816.35	
米ドル小計			11,845,000.00	11,074,617.93 (1,773,932,300)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY-4.125%-27/01/29	900,000.00	900,401.40	
		UK TREASURY-0.875%-33/07/31	4,500,000.00	3,488,904.00	
		UK TREASURY-4.25%-34/07/31	1,900,000.00	1,841,010.70	
		UK TREASURY-0.625%-35/07/31	2,210,000.00	1,536,403.05	
		UK TREASURY-4.625%-37/03/07	1,450,000.00	1,408,318.30	
		UK TREASURY-4.375%-40/01/31	5,500,000.00	5,070,488.50	
		UK TREASURY-1.25%-41/10/22	6,700,000.00	3,900,961.10	
		UK TREASURY-3.25%-44/01/22	1,600,000.00	1,208,960.00	
		UK TREASURY-0.875%-46/01/31	1,000,000.00	450,850.00	
英ポンド小計			25,760,000.00	19,806,297.05 (4,267,464,762)	
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-29/09/06	9,000,000.00	8,275,653.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-1.375%-30/08/19	28,000,000.00	24,849,132.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-1.25%-31/09/17	33,000,000.00	28,304,100.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.125%-32/05/18	30,500,000.00	27,056,306.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.0%-33/08/15	12,450,000.00	11,502,940.95	

		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.625%-34/04/13	9,500,000.00	9,102,425.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-35/06/12	35,000,000.00	33,585,685.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.625%-39/05/31	23,500,000.00	21,906,418.00	
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.5%-42/10/06	40,000,000.00	36,182,120.00	
ノルウェークローネ小計			220,950,000.00	200,764,779.95 (3,388,909,485)	
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-0.5%-26/09/21	1,700,000.00	1,682,437.30	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-27/11/21	1,500,000.00	1,463,685.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-28/11/21	5,500,000.00	5,287,535.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-29/11/21	2,500,000.00	2,368,250.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.0%-30/12/21	8,165,000.00	7,025,166.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-35/06/21	3,400,000.00	2,899,554.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.25%-35/12/21	4,500,000.00	4,314,420.00	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.75%-51/06/21	2,670,000.00	1,354,491.00	
	国債証券小計		29,935,000.00	26,395,538.30 (2,990,086,578)	
	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP-4.75%-35/09/20	2,833,000.00	2,714,438.95	
		NEW S WALES TREASURY CRP-4.25%-36/02/20	3,100,000.00	2,839,817.00	
		NEW S WALES TREASURY CRP-5.25%-39/02/22	4,000,000.00	3,850,800.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-4.5%-35/08/22	1,800,000.00	1,690,308.00	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-5.25%-38/08/13	4,000,000.00	3,861,760.00	
		TREASURY CORP VICTORIA-5.5%-39/09/15	4,000,000.00	3,900,840.00	
		WESTERN AUST TREAS CORP-4.25%-33/07/20	500,000.00	478,255.00	
	地方債証券小計		20,233,000.00	19,336,218.95 (2,190,406,882)	
	特殊債券	EXPORT-IMPORT BANK KOREA-5.25%-31/05/20	2,500,000.00	2,525,175.00	
		KOREA GAS CORP-5.278%-30/05/14	2,800,000.00	2,820,300.00	
	特殊債券小計		5,300,000.00	5,345,475.00 (605,535,408)	
豪ドル小計			55,468,000.00	51,077,232.25 (5,786,028,868)	
ニュー ジーラン ドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%-27/04/15	1,100,000.00	1,114,236.20	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-1.5%-31/05/15	8,700,000.00	7,753,387.80	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.0%-32/05/15	1,900,000.00	1,692,476.30	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%-34/05/15	25,000.00	24,936.82	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%-36/05/15	1,400,000.00	1,375,113.60	
	国債証券小計		13,125,000.00	11,960,150.72 (1,120,307,317)	
	地方債証券	AUCKLAND COUNCIL-5.734%-28/09/27	4,500,000.00	4,677,570.00	
		AUCKLAND COUNCIL-2.95%-50/09/28	16,125,000.00	9,725,632.50	
	地方債証券小計		20,625,000.00	14,403,202.50 (1,349,147,978)	

	特殊債券	HOUSING NEW ZEALAND LTD-1.534%-35/09/10	1,500,000.00	1,141,311.00	
	特殊債券小計		1,500,000.00	1,141,311.00 (106,906,601)	
ニュージーランドドル小計			35,250,000.00	27,504,664.22 (2,576,361,896)	
合計				17,792,697,311 (17,792,697,311)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	11銘柄	100.0%	10.0%
英ポンド	国債証券	9銘柄	100.0%	24.0%
ノルウェークローネ	国債証券	9銘柄	100.0%	19.0%
豪ドル	国債証券	8銘柄	51.6%	16.8%
	地方債証券	7銘柄	37.9%	12.3%
	特殊債券	2銘柄	10.5%	3.4%
ニュージーランドドル	国債証券	5銘柄	43.5%	6.3%
	地方債証券	2銘柄	52.4%	7.6%
	特殊債券	1銘柄	4.1%	0.6%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

日本高配当利回り株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,584,708	26,714,127
株式	2,501,103,000	2,726,902,370
未収入金	6,307,124	11,234,897
未収配当金	-	23,512,750
未収利息	221	541
流動資産合計	2,523,995,053	2,788,364,685
資産合計	2,523,995,053	2,788,364,685
負債の部		
流動負債		
未払金	3,549,868	14,674,944
未払解約金	7,051,246	-
流動負債合計	10,601,114	14,674,944
負債合計	10,601,114	14,674,944
純資産の部		
元本等		
元本	501,436,953	484,762,025
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	2,011,956,986	2,288,927,716
元本等合計	2,513,393,939	2,773,689,741
純資産合計	2,513,393,939	2,773,689,741

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
負債純資産合計	2,523,995,053	2,788,364,685

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 （1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 （2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 （3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
1. 期首	2025年 6月17日	2025年12月16日
期首元本額	522,486,538円	501,436,953円
期首からの追加設定元本額	254,810円	5,939,473円
期首からの一部解約元本額	21,304,395円	22,614,401円
元本の内訳 ※		
利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	59,743,712円	49,021,717円
株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型	441,693,241円	435,740,308円
計	501,436,953円	484,762,025円
2. 受益権の総数	501,436,953口	484,762,025口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2025年 6月17日 至 2025年12月15日	自 2025年12月16日 至 2026年 6月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2025年12月15日現在	2026年 6月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品	(1)有価証券 同左 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品

	短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
（2025年12月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	487,077,251
合計	487,077,251

（2026年 6月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	243,597,864
合計	243,597,864

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

2025年12月15日現在		2026年 6月15日現在	
1口当たり純資産額	5.0124円	1口当たり純資産額	5.7218円
(1万口当たり純資産額)	(50,124円)	(1万口当たり純資産額)	(57,218円)

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

（単位：円）

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
I N P E X	14,300	3,495.00	49,978,500	
大林組	17,400	3,327.00	57,889,800	
熊谷組	25,500	1,438.00	36,669,000	
積水ハウス	15,000	3,335.00	50,025,000	
エクシオグループ	19,100	2,735.50	52,248,050	
三菱瓦斯化学	13,000	5,043.00	65,559,000	
三井化学	26,200	2,185.50	57,260,100	
積水化学工業	21,900	2,434.50	53,315,550	
アイカ工業	4,700	3,516.00	16,525,200	
武田薬品工業	6,100	5,088.00	31,036,800	
アステラス製薬	18,800	2,152.50	40,467,000	
ブリヂストン	10,500	3,513.00	36,886,500	
日本電気硝子	9,700	6,220.00	60,334,000	
大同特殊鋼	11,000	2,460.00	27,060,000	
アマダ	27,700	3,090.00	85,593,000	
オーエスジー	9,400	3,490.00	32,806,000	

DMG森精機	24,700	3,671.00	90,673,700	
住友重機械工業	12,200	5,474.00	66,782,800	
竹内製作所	4,000	7,610.00	30,440,000	
アマノ	8,200	3,577.00	29,331,400	
マキタ	5,600	5,705.00	31,948,000	
マブチモーター	24,500	1,558.50	38,183,250	
エレコム	6,300	1,759.00	11,081,700	
ヒロセ電機	1,900	28,460.00	54,074,000	
キャノン	14,400	4,327.00	62,308,800	
いすゞ自動車	26,700	2,294.00	61,249,800	
トヨタ自動車	22,900	2,902.50	66,467,250	
豊田合成	13,300	4,815.00	64,039,500	
商船三井	7,800	5,686.00	44,350,800	
上組	2,400	4,711.00	11,306,400	
大塚商会	17,800	2,798.00	49,804,400	
N T T	324,800	146.60	47,615,680	
ソフトバンク	185,000	210.20	38,887,000	
マクニカホールディングス	22,000	3,338.00	73,436,000	
伊藤忠商事	2,900	1,907.00	5,530,300	
長瀬産業	32,800	1,223.50	40,130,800	
三井物産	11,100	4,838.00	53,701,800	
住友商事	10,600	6,567.00	69,610,200	
因幡電機産業	5,200	2,713.00	14,107,600	
三越伊勢丹ホールディングス	14,800	3,699.00	54,745,200	
日本瓦斯	9,200	2,774.50	25,525,400	
丸井グループ	18,200	2,824.00	51,396,800	
サンドラッグ	10,400	3,810.00	39,624,000	
三菱U F Jフィナンシャル・グループ	36,100	3,242.00	117,036,200	
三井住友フィナンシャルグループ	18,700	6,519.00	121,905,300	
みずほフィナンシャルグループ	14,000	7,793.00	109,102,000	
第一ライフグループ	18,500	1,776.00	32,856,000	
東京海上ホールディングス	13,400	7,301.00	97,833,400	
全国保証	8,700	2,853.00	24,821,100	
オリックス	12,900	6,170.00	79,593,000	
野村不動産ホールディングス	56,300	939.10	52,871,330	
東急不動産ホールディングス	30,000	1,349.00	40,470,000	
カチタス	14,700	3,445.00	50,641,500	
パーソルホールディングス	79,800	247.70	19,766,460	
合 計	1,393,100		2,726,902,370	

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年 6月30日現在です。

【利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型】

【純資産額計算書】

I 資産総額	3,324,109,469円
II 負債総額	34,781,853円
III 純資産総額（I－II）	3,289,327,616円
IV 発行済口数	3,278,523,003口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0033円

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	17,888,577,489円
II 負債総額	316,583,852円
III 純資産総額（I－II）	17,571,993,637円
IV 発行済口数	5,248,446,565口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	3.3480円

日本高配当利回り株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	2,802,686,348円
II 負債総額	29,692,951円
III 純資産総額（I－II）	2,772,993,397円
IV 発行済口数	489,383,492口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	5.6663円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- （1）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。
- （2）受益者に対する特典
該当事項はありません。
- （3）譲渡制限の内容
 - ① 譲渡制限はありません。
 - ② 受益権の譲渡
 - ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- (5) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- (6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年6月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2026年6月末現在）

- ・株主総会
株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。
当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。
- ・取締役会
取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。
当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。
- ・監査等委員会
当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2026年6月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2026年6月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	710	423,936
株式投資信託	671	380,814
単位型	209	5,325
追加型	462	375,489
公社債投資信託	39	43,122
単位型	26	706
追加型	13	42,415

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）

並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第67期事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

(単位：百万円)			
		第66期 (2025年 3 月31日)	第67期 (2026年 3 月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金		26,334	26,185
金銭の信託		17,070	17,927
有価証券		—	9
前払費用		822	1,054
未収入金		358	887
未収委託者報酬		22,244	24,796
未収収益	※ 3	900	※ 3 1,032
立替金		1,214	1,369
その他	※ 2	3,024	※ 2 4,017
流動資産合計		71,969	77,280
固定資産			
有形固定資産			
建物	※ 1	187	※ 1 153
器具備品	※ 1	108	※ 1 100
有形固定資産合計		295	253
無形固定資産			
ソフトウェア		478	489
無形固定資産合計		478	489
投資その他の資産			
投資有価証券		18,012	21,704
関係会社株式		45,007	44,701
長期差入保証金		725	640
繰延税金資産		496	620
その他投資		765	166
投資その他の資産合計		65,006	67,832
固定資産合計		65,781	68,575
資産合計		137,750	145,856

(単位：百万円)		
	第66期 (2025年 3 月31日)	第67期 (2026年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	1,631	295
未払金	9,544	10,590
未払収益分配金	7	8
未払償還金	71	71
未払手数料	8,462	9,192
その他未払金	1,002	1,317

未払費用	※ 3	4,202	※ 3	3,915
未払法人税等		3,378		2,894
未払消費税等	※ 4	693	※ 4	791
関係会社短期借入金		6,690		7,425
賞与引当金		2,881		2,853
役員賞与引当金		225		410
その他		44		140
流動負債合計		29,291		29,317
固定負債				
退職給付引当金		1,455		1,392
賞与引当金		529		562
役員賞与引当金		121		179
その他		231		316
固定負債合計		2,337		2,450
負債合計		31,629		31,767
純資産の部				
株主資本				
資本金		17,363		17,363
資本剰余金				
資本準備金		5,220		5,220
資本剰余金合計		5,220		5,220
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		83,753		91,759
利益剰余金合計		83,753		91,759
自己株式		△2,067		△2,067
株主資本合計		104,269		112,275
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		2,466		2,364
繰延ヘッジ損益		△615		△552
評価・換算差額等合計		1,851		1,812
純資産合計		106,120		114,088
負債純資産合計		137,750		145,856

（２）【損益計算書】

（単位：百万円）

		第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		83,264		90,596
その他営業収益	※1	4,604	※1	5,756
営業収益合計		87,869		96,352
営業費用				
支払手数料		37,898		41,859
広告宣伝費		645		1,216
公告費		5		2
調査費		18,976		19,696
調査費		1,433		1,436
委託調査費		17,516		18,236
図書費		26		23
委託計算費		617		634

営業雑経費	867	834
通信費	136	121
印刷費	278	300
協会費	50	50
諸会費	18	12
その他	382	348
営業費用計	59,011	64,244
一般管理費		
給料	11,085	11,778
役員報酬	592	657
役員賞与引当金繰入額	289	524
給料・手当	7,151	7,422
賞与	216	342
賞与引当金繰入額	2,835	2,831
交際費	49	40
寄付金	22	22
旅費交通費	273	254
租税公課	646	928
不動産賃借料	836	941
退職給付費用	403	410
退職金	38	78
固定資産減価償却費	193	225
福利費	1,187	1,193
諸経費	4,821	4,839
一般管理費計	19,559	20,715
営業利益	9,298	11,392

(単位：百万円)

	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取利息	10	63
受取配当金 ※ 2	4,356	6,459
デリバティブ収益	193	—
有価証券評価益 ※ 3	3,063	953
金銭の信託運用益	170	5,856
時効成立分配金・償還金	2	2
為替差益	162	—
その他	81	46
営業外収益合計	8,039	13,381
営業外費用		
支払利息 ※ 2	907	341
デリバティブ費用	—	4,737
時効成立後支払分配金・償還金	2	0
為替差損	—	310
その他	9	32
営業外費用合計	919	5,422
経常利益	16,418	19,351
特別利益		
投資有価証券売却益	210	808
関係会社株式売却益	—	223
特別利益合計	210	1,032

特別損失		
投資有価証券売却損	81	84
固定資産処分損	10	0
特別損失合計	91	85
税引前当期純利益	16,537	20,298
法人税、住民税及び事業税	4,349	4,912
法人税等調整額	△157	△106
法人税等合計	4,192	4,806
当期純利益	12,345	15,492

(3) 【株主資本等変動計算書】

第66期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269
当期変動額							
剰余金の配当				△7,486	△7,486		△7,486

当期純利益				15,492	15,492		15,492
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	8,006	8,006	—	8,006
当期末残高	17,363	5,220	5,220	91,759	91,759	△2,067	112,275

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,466	△615	1,851	106,120
当期変動額				
剰余金の配当				△7,486
当期純利益				15,492
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△102	63	△38	△38
当期変動額合計	△102	63	△38	7,967
当期末残高	2,364	△552	1,812	114,088

[注記事項]

（重要な会計方針）

項目	第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

4 収益の計上基準	① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理しております。 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドのAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドのAUMに投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。 (3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（未適用の会計基準等）

- ・ 「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）等

（1）概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

（2）適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

（重要な会計上の見積り）

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

第66期 (2025年3月31日)	第67期 (2026年3月31日)
----------------------	----------------------

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484百万円 器具備品 872百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 282百万円 (流動負債) 未払費用 1,921百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ ピーティーワイ・リミテッド（旧社名「日興AMエ クイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・ リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻 請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マ ネジメント・リミテッドは最大469百万円（5 百万豪 ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,520百万円 器具備品 916百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 286百万円 (流動負債) 未払費用 1,401百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 —
---	---

(損益計算書関係)

第66期 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)	第67期 (自 2025年 4 月 1 日 至 2026年 3 月31日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬354百万円が含ま れております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,048百万円 支払利息 286百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振 り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の 評価差額3,063百万円を営業外収益に計上してありま す。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬1,056百万円が含ま れております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 6,301百万円 支払利息 313百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振 り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の 評価差額953百万円を営業外収益に計上してありま す。

(株主資本等変動計算書関係)

第66期（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2016年度 ストックオプション(2)	普通株式	121,000	—	121,000	—	—
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	346,000	—	154,000	192,000	—
合計		467,000	—	275,000	192,000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月29日 取締役会	普通株式	11,183	57.60	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年6月27日

第67期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	—	—	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,860,000	—	—	2,860,000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
2017年度 ストックオプション(1)	普通株式	192,000	—	—	192,000	—

(注) 1 2017年度ストックオプション(1)192,000株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月29日 取締役会	普通株式	7,486	38.56	2025年3月31日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年5月21日 取締役会	普通株式	利益剰余金	4,609	23.74	2026年3月31日	2026年6月26日

(リース取引関係)

第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 916百万円	1年内 1,185百万円
1年超 6,829百万円	1年超 5,644百万円
合計 7,745百万円	合計 6,829百万円

（金融商品関係）

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」「5 ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券、投資有価証券及び関係会社借入金以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価

の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,418	14,651	—	17,070
有価証券 その他有価証券 投資信託	4,097	11,342	—	15,440
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(※1)	—	—	—	—
株式関連(※2)	159	—	—	159
通貨関連(※3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」「5 ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券、投資有価証券及び関係会社借入金以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	17,927	—	17,927

有価証券 その他有価証券 投資信託	2,396	15,226	—	17,622
資産計	2,396	33,153	—	35,550
デリバティブ取引(※1)				
株式関連(※2)	1,068	—	—	1,068
通貨関連(※3)	—	1	—	1
デリバティブ取引計	1,068	1	—	1,069

(※1)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(※2)株式関連のデリバティブ取引の1,068百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3)通貨関連のデリバティブ取引の1百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	4,091
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,185			
未収委託者報酬	24,796			
未収収益	1,032			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	9	799	3,762	42
合計	52,024	799	3,762	42

(有価証券関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上 額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額2,571百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係）※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	投資信託	14,099	10,805	3,293
	小計	14,099	10,805	3,293
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	投資信託	3,523	3,728	△205
	小計	3,523	3,728	△205
合計		17,622	14,534	3,088

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額4,091百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
----	-----	---------	---------

投資信託	4,783	1,418	△84
合計	4,783	1,418	△84

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「（損益計算書関係）※3 有価証券評価益」をご参照ください。

（金銭の信託関係）

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

運用目的の金銭の信託

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,927	5,856

（デリバティブ取引関係）

第66期(2025年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（1）株式関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引				
株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計	17,846	—	159	159

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

（2）通貨関連

種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引				
為替予約取引 買建				
シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計	6,696	—	△39	△39

（注）1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	投資有価証券	6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
	合計		12,167	—	381

（注）1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第67期(2026年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	19,094	—	1,068	1,068
合計		19,094	—	1,068	1,068

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	7,438	—	△20	△20
合計		7,438	—	△20	△20

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の 方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル 豪ドル ユーロ 香港ドル	投資有価証券	3,347 154 3,529 248	— — — —	△9 △5 27 9
合計			7,279	—	21

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,341	(1) 関連会社に対する投資の金額	5,373
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,436	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	21,176
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,427	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	2,686

(退職給付関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	1.5%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262百万円でありました。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,387
勤務費用	139
利息費用	20
数理計算上の差異の発生額	△75
退職給付の支払額	△207
退職給付債務の期末残高	1,264

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,264
未積立退職給付債務	1,264
未認識数理計算上の差異	127
貸借対照表に計上された負債の額	1,392

退職給付引当金	1,392
貸借対照表に計上された負債の額	1,392

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	139
利息費用	20
数理計算上の差異の費用処理額	△16
確定給付制度に係る退職給付費用	143

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎 割引率	2.8%
--------------------------------	------

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、267百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,409,000株	普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
期首	121,000	346,000
付与	0	0
失効	121,000	154,000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016年度ストックオプション(2)	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円)（注）1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58百万円

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2017年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の取締役・従業員 36名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 4,422,000株
付与日	2018年4月27日
権利確定条件	2020年4月27日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

（注） 株式数に換算して記載しております。

（2）ストックオプション（新株予約権）の規模及びその変動状況

① スtockオプション（新株予約権）の数

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利確定前(株)	
期首	192,000
付与	0
失効	0
権利確定	0
権利未確定残	192,000
権利確定後(株)	
期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
権利未行使残	—

（注） 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2017年度ストックオプション(1)
付与日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	694
付与日における公正な評価単価(円)（注）1	0

（注） 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 83百万円

（税効果会計関係）

第66期 (2025年3月31日)	第67期 (2026年3月31日)
----------------------	----------------------

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：百万円)	(単位：百万円)
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金 1,047	賞与引当金 1,076
投資有価証券評価損 8	投資有価証券評価損 8
関係会社株式評価損 54	関係会社株式評価損 38
退職給付引当金 457	退職給付引当金 438
固定資産減価償却費 69	固定資産減価償却費 63
繰延ヘッジ損益 283	繰延ヘッジ損益 254
その他 828	その他 914
繰延税金資産小計 2,748	繰延税金資産小計 2,795
評価性引当金 △54	評価性引当金 △44
繰延税金資産合計 2,694	繰延税金資産合計 2,750
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金 1,221	その他有価証券評価差額金 1,153
その他 976	その他 976
繰延税金負債合計 2,198	繰延税金負債合計 2,129
繰延税金資産の純額 496	繰延税金資産の純額 620
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率 30.6%	法定実効税率 30.6%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △6.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △7.7%
その他 0.4%	その他 △0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 23.7%
3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.6%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が26百万円減少し、法人税等調整額は2百万円減少し、その他有価証券評価差額金が32百万円減少し、繰延ヘッジ損失は8百万円減少しております。	

（関連当事者情報）
第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 関連当事者との取引
(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引
(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	232,369 (SGD千)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	—	資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注1)	6,690 (SGD 60,000千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000千)
							借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注1)	286 (SGD 2,532千)	未払費用	286 (SGD 2,532千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD千) (注2)	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	—	配当の受取	2,641 (USD 18,000千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	—	増資の引受 (注3)	7,360	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limitedの行った7,360,000,000株の新株発行増資を、1株につき1円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2024年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582百万円
負債合計	7,834百万円
純資産合計	38,748百万円

営業収益	18,712百万円
税引前当期純利益	6,127百万円
当期純利益	4,588百万円

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	Amova Asset						資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注3)	7,425 (SGD 60,000千)	関係会社 短期 借入金	7,425 (SGD 60,000千)

子会社	Management International Limited (注1)	シンガポール国	232,369 (SGD千)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	借入金利息 (シンガポール ドル貸建) (注4)	313 (SGD 2,684千)	未払費用	218 (SGD 1,830千)
子会社	Amova AM Americas Holding, Inc. (注2)	米国	131,079 (USD千) (注2)	アセットマネジメント業	直接 100.00	—	配当の受取	3,115 (USD 20,000千)	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. Nikko Asset Management International Limitedは、2025年9月1日付でAmova Asset Management International Limitedに商号変更しています。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc.は、2025年9月1日付でAmova AM Americas Holding, Inc.に商号変更しています。
3. 融資枠70百万シンガポールドル、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
4. Amova AM Americas Holding, Inc.の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通（ロントン）基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は2025年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計 48,716百万円
負債合計 6,520百万円
純資産合計 42,195百万円

営業収益 19,496百万円
税引前当期純利益 6,010百万円
当期純利益 4,503百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

- (1) 営業収益
国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。
- (2) 有形固定資産
国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載していません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
該当事項はありません。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

第66期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第67期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

- 1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。
- 2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。
- 3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	546円58銭	587円62銭
1株当たり当期純利益金額	63円58銭	79円79銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第67期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益（百万円）	12,345	15,492
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	12,345	15,492
普通株式の期中平均株式数（千株）	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2017年度ストックオプション (1) 192,000株	2017年度ストックオプション (1) 192,000株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第66期 (2025年3月31日)	第67期 (2026年3月31日)
純資産の部の合計額（百万円）	106,120	114,088
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（百万円）	106,120	114,088
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（千株）	194,152	194,152

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。
・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	57,500百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2026年3月末現在)	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945百万円	
株式会社三菱UFJ銀行 ※1	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

※1 既存の定時定額買付サービスの受益者のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2025年12月26日	臨時報告書
2026年 3月13日	有価証券届出書
2026年 3月13日	有価証券報告書
2026年 3月31日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2026年6月12日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士 秋 宗 勝 彦

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三 上 和 彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に

際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年9月2日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の2025年12月16日から2026年6月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の2026年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。